議事日程第3号

令和3年6月11日(金)

第1 市政一般に対する質問

米 谷 勝

佐 藤 巳次郎

進藤優子

佐々木 克 広

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番中田謙三 2番笹川圭光 3番畠山富勝

4番 伊藤宗就 5番 鈴木元章 6番 佐々木克広

7番 船 木 正 博 8番 佐 藤 巳次郎 9番 小 松 穂 積

10番 佐藤 誠 11番 中田 敏彦 12番 進藤優子

14番 米 谷 勝 15番 三 浦 利 通 16番 安 田 健次郎

17番 古 仲 清 尚 18番 吉 田 清 孝

欠席議員(1人)

13番 船 橋 金 弘

議会事務局職員出席者

 事務局長岩谷一徳

 副事務局長清水幸子

 局長補佐三浦大作

 主 如川祐司

地方自治法第121条による出席者

市			長	菅	原	広		副	市	長	佐	•	藤		博	
教	官	Í	長	鈴	木	雅	彦	理		事	佐	:	藤		透	
総	務 企	画部	長	八	端	隆	公	市民	福祉	部 長	伊	<u> </u>	藤		徹	
観光	文化ス	ポーツ	部長	小	玉	博	文	産業	建建設	部 長	田		村		力	
企	業	局	長	佐	藤	孝	悦	企 画	i 政策	課 長	杉	;	本		也	
総	務	課	長	湊		智	志	危 機	管理	課 長	小	澤	出		志	
財	政	課	長	鈴	木		健	税	務課	長	佐	:	藤		淳	
福	祉	課	長	高	桑		淳	介護	サービス	ス課長	菅	;	原		章	
生活環境課長				畠	Щ	隆	之	健康	子育て	課長	湊			留身		
観	光	課	長	長名	陪名	達	也	男鹿ま	るごと売	込課長	沼	J I	田	弘	史	
文化	′ スポ	ーツ記	果長	原	田		徹	農林	水産	課長	鎌	ŕ	田	重	美	
建	設	課	長	薄	田	修		病院	事務	局 長	Ξ		浦	大	成	
会	計管	曾 理	者	平	塚	敦	子	教育	総務	課 長	太		田		穣	
学术	交 教	育 課	長	加賀	員谷	正	人	監査	事務	局 長	佐	:	藤	静	代	
企業		管理語	果長	三	浦	幸	樹	ガス	上下水道	道課長	小	`	野		肇	
選管事務局長				(総務課長併任)				農委	事務	局 長	(農	(農林水産課長併任)				

午前10時00分 開 議

○副議長(小松穂積) これより、本日の会議を開きます。

吉田議長は遅れて御出席いただくことになっております。

船橋金弘議員から欠席の届出があります。

○副議長(小松穂積) 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に対する質問

〇副議長(小松穂積) 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

14番米谷勝議員の発言を許します。14番米谷勝議員

【14番 米谷勝議員 登壇】

○14番(米谷勝議員) おはようございます。市民クラブ、米谷勝です。

市政に深い関心を示していただき、朝早くから傍聴に来ていただきました。誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、市民の声として4点について質問させていただきますが、市長の誠意ある御答弁を期待するものであります。

質問の第1点は、旧男鹿の郷の実態についてであります。

男鹿の郷は、約30年間、地元地域に対し何かできないかと思案した結果、これからは高齢者の生活支援が必要となることから、家庭での介護が、家族の働き方改革のため、施設づくりをしたものであるとお聞きしております。そのためには、土地提供、地域の町内会長などから理解を得なければならないことから、社会福祉法人の立ち上げをし、高齢者の介護、さらには就労の場を設け、地域に貢献してきたと伺っております。その施設がなぜか、ただ同然に医療法人正和会に移譲し、長年本施設で働いてきた職員が解雇せざる事態になり、非常に残念でなりません。市長は、移譲に際し、職員、入所者は現状のまま移行すると話していたにもかかわらず実態は違った現状に、少し情けない気がします。

旧男鹿の郷については、医療法人正和会が事業を引き継ぎ、名称も新たにスタート したと伺っております。市長は、旧男鹿の郷の職員80人と入所者約90人につい て、医療法人へ移譲後も現状の生活維持がそのまま移行するので、何も不安なく、今後は医師確保の心配もなく、安定した施設になると、施設理事長及び役員に理解を求めたと伺っております。しかしながら、このたびの一連の移譲の関係で、職員23人のうち15人が退職したとのことであります。入所者の利用料についても高くなるのではないかとの声も聞かれます。

医療法人正和会への譲渡後の老健施設の在り方について、以下4点についてお伺い します。

- 一つ目は、医療法人正和会への譲渡後の実態についてであります。
- 二つ目は、旧男鹿の郷の財産の引継ぎや処理内容についてであります。
- 三つ目は、退職した職員への手当や現職員の待遇についてであります。

四つ目は、旧男鹿の郷と現在の入所者の利用料の見込みについてであります。

このことは市民が非常に関心を持っていることから、特に明確な答弁を求めるものであります。

質問の第2点目は、男鹿市総合体育館内の男鹿地域リハビリステーションについてであります。

日本では、介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として、2000年に創設されました。現在では約674万人の方が要介護、要支援認定を受け、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。高齢化が進んでいる日本の社会において、先日の報道で、昨年度の出生数が過去最低であるということは、とても衝撃的であり、特に秋田県は高齢化が著しく、中でも本市は県内一の高齢化が進んでいることは周知のとおりであります。こういった中で、介護を受けるべく人が増え、今や老老介護が当たり前と言われつつあります。このことは、社会問題として誠に深刻なことであります。

本市では、市総合体育館内で、4月1日から医療法人正和会が男鹿地域リハビリス テーションをオープンし、健康増進のためにトレーニングを提供しました。まさに、 この高齢化に対応すべく、評価される取組ではあると思います。

このことについて、3点についてお伺いします。

- 一つ目は、利用者の人数と地域別についてであります。
- 二つ目は、介護保険収入はどこに入って、どれくらいになっているのかについてで

あります。

三つ目は、行政財産である会議室の利用における財務規則及び地方自治法の観点についてであります。

質問の第3点目は、男鹿駅周辺整備事業についてであります。

恵まれた資源を生かした観光振興による交流人口増加が地域活性化に欠かされない ものでありますが、交流人口の拡大の好機として期待されているのがJR男鹿駅周辺 整備であります。6億2,000万円をつぎ込む事業であります。

しかし、駅前広場にロータリーや駐車場、バス乗り場等が見当たらず、離れたところにあります。これでは、駅前広場としての機能を果たしているとは思われず、さらにバス乗り場やタクシー乗り場、駐車場にはかなりの距離を歩いていくことになりますが、歩道には屋根があるところとないところがあり、雨天のとき、また、これからの猛暑のときは、とても不便であるとの声も聞かれます。特にバスやタクシーを利用せざるを得ない高齢者からは、不満の声が挙がっております。駅前は市の顔であり、観光や産業という観点も必要ですが、最優先すべきことは駅前の利便性であります。このことについてお伺いします。

以下、2点についてお伺いします。

一つ目は、市民や観光客の利便性を図るため、タクシーや一般車両の駐車スペース の確保についてであります。

二つ目は、バス乗り場の案内板の設置の考え方についてであります。

このことについては、特に事業者や市民から強い要望があります。前向きに取り組むよう、質問するとともに要望するものであります。

質問の第4点目は、私有林の森林経営管理制度についてであります。

森林経営管理法の施行に伴い、2019年度にスタートした森林経営管理制度については、市町村が所有者の意向を確認して経営管理権を設定し、所有権はそのままにして事業者に経営管理を委託する制度であります。本市においても、この制度の意向調査を行っていると伺っております。私有林については、相続的観点から森林が放置状態になってしまう可能性もあることから、この制度を速やかに進めてもらいたいと考えております。

本市におけるこの制度の状況について、以下2点についてお伺いします。

- 一つ目は、市内の私有人工林における規模についてであります。
- 二つ目は、制度の進捗状況についてであります。

以上、前向きな答弁をお願いし、質問を終わります。

○副議長(小松穂積) 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

〇市長(菅原広二) 皆さん、おはようございます。

米谷議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、旧男鹿の郷の実態についてであります。

まず、医療法人正和会への譲渡後の実態についてであります。

譲渡前の3月末日時点の利用者数は79人で、職員数は69人でありました。譲渡 後の5月末日現在の利用者数は81人で、職員数は68人となっております。

また、通所リハビリの1か月間の延べ利用者数は、譲渡前の3月が403人で、譲渡後の4月は391人となっております。

次に、旧男鹿の郷の財産の引継ぎや処理内容についてであります。

土地、建物及び施設設備については、不動産鑑定士による鑑定評価額をもとに適正な価格で譲渡されたと伺っております。

次に、退職した職員への手当や現職員の待遇についてであります。

退職手当については、社会福祉法人富永会の定款に基づき支給され、また、現職員の待遇については、基本的に旧富永会の報酬を下回らない条件で雇用されていると伺っております。

次に、旧男鹿の郷と現在の入所者の利用料の見込みについてであります。

一般的に、介護報酬の1割分と居住費や食料費が利用者の負担となります。

介護報酬は、国が定めた介護老人保健施設の費用単位数により算定され、居住費等の基準費用額については、所得段階で負担限度額が定められており、男鹿の郷のときと同様と伺っております。

本年4月から介護報酬が改定され、報酬が上がったことの影響等はあるものの、利 用料について大きな増減はないものと考えております。

御質問の第2点は、男鹿市総合体育館内の男鹿地域リハビリステーションについて であります。 まず、利用者の人数と地域別の内訳についてであります。

これまでの2か月間の利用者は、実人数で4月が10人、5月が19人、延べ人数で151人となっております。

5月末の登録者の地域別内訳では、船川地区が10人、北浦地区が2人、男鹿中地区が2人、脇本地区が1人、船越地区が4人と伺っております。

実際に利用した方からは、「サービスに満足している。また利用したい」との声が 聞こえてきております。

まだ開設から日が浅く、利用人数は少ないものの、これまで本市になかった介護サービスであり、短時間でのリハビリを希望するニーズもあることから、市といたしましても、今後も利用者が増え、健康寿命の延伸につながっていくものと大いに期待しております。

次に、介護保険収入についてであります。

地域リハビリステーションは、指定管理業務としてではなく、あくまで医療法人正和会が単独で行っている事業であり、医療法人正和会の収入となります。

なお、介護報酬の額については、事業者が国保連合会に請求し、審査を経た上で国 保連合会から市町村に請求されますが、4月分の請求がまだ来ておらず、市では把握 しておりません。

次に、行政財産である会議室の利用における財務規則及び地方自治法の観点についてであります。

行政財産の使用については、地方自治法の規定に基づき、男鹿市財務規則で、行政 財産の使用を許可することができる場合について定めております。

また、料金徴収についても、地方自治法の規定に基づき、それぞれの条例等で定めております。

御質問の会議室については、都市公園条例において、体育施設の利用料等を定めており、男鹿地域リハビリステーションのオープンに当たり、医療法人正和会が指定管理者に会議室の利用申請を行い、許可を得た上で利用料を支払っているものであります。

御質問の第3点は、男鹿駅周辺整備事業についてであります。

まず、タクシーや一般車両の駐車場設置についてであります。

本整備事業については、旧JR男鹿駅からチャレンジ広場までを一体的に整備する中で、JR男鹿線からの連続性を考慮し、タクシーを含めた乗降場をJR男鹿駅付近に集約し、機能強化を図ったものであります。

また、一般車両の駐車場は、トラフィックターミナルと旧JR男鹿駅側に合計43 台分を整備し、市民、観光客の利便性の向上を図ることとしております。

次に、バス乗り場の案内板については、駅を出てすぐ道路側にバス乗り場の位置を 示す案内板を設置しており、利用者がスムーズに乗り場に向かえるよう配慮しており ます。

御質問の第4点は、私有林の森林経営管理制度についてであります。

まず、市内の私有人工林の規模についてであります。

本市森林面積は、全体で約1万2,600ヘクタールあり、このうち私有林の面積は、約8,800ヘクタール、私有林のうち人工林の面積は、約5,500ヘクタールとなっております。

次に、森林経営管理制度の進捗状況についてであります。

この制度は、管理が行き届かない森林について、市が森林所有者の委託を受け経営管理するもので、本市においては、先ほど述べました私有人工林約5,500ヘクタールのうち、現在、経営管理が行われていない約1,500ヘクタールが対象となります。

これらの森林について、令和2年度から17年度まで、順次、所有者の経営方針などの意向調査を行い、市に経営管理を委託したい旨の回答があった森林について経営管理権を設定し、男鹿森林組合など経営意欲のある林業経営体に再委託し、間伐などの管理を実施するものであります。

これまでの進捗状況につきましては、昨年度、脇本地区233人、87へクタールに対し意向調査を行い、131人から回答を得ており、市に経営管理を委託したい旨の回答があった58人、22ヘクタールについて、森林組合の協力を得ながら、現地において森林の状況調査を実施しております。

今年度は、森林所有者と協議の上、経営管理権の設定を行うこととしております。 今後、残る地区についても順次、計画的に意向調査を実施するとともに、適正な管理を進め、森林の健全化に努めてまいります。 以上であります。

- ○副議長(小松穂積) 再質問ありませんか。14番米谷議員
- ○14番(米谷勝議員) まず最初に、1点目の男鹿の郷の実態について、もう少しお 伺いしたいと思います。

私ですね、今回、旧男鹿の郷について、どうしても質問したい、しなければいけないと思ったのは、入所者の家族から頻繁に電話等、苦情が来てるんですよ。これはどういうことかというとね、移譲がスムーズに行ってないっていうか、市長があれだけ理事長や役員の方に、何も心配しなくてもいいよということが、私は進んでないからだと思うんですよ。

それで一番あれなのは、まあいろんな介護保険料のことで4月から変わったとかって言ってるんだけども、入所料。今、何月だと思う。6月ですよね。入所してる人方に、入所料の請求が4月分とか5月分とかって来ていないような話なんですよ。そして、4月分が来てても間違ってて、また後で連絡しますとかっていって連絡なしらしいんですよね。そういう実態を把握してるもんですか。

入所者の家族の方っていうのは、非常に困惑してるんですよ。入所料もそうだけども、振込先が、今まで銀行振込とかしてたやつが、今度ほかの銀行に変わったり、今まで順調に旧男鹿の郷の事務の方々がいろいろやってたものが、何か話によるとうまく進んでないと、そういう非常に苦情があるので、市長は私言ったようなこと把握してるもんですか。そこについて、まずお聞きしたいと思います。

そして、私そういうことからいくと、やっぱり旧男鹿の郷っていうのは地域の使命のための施設だったと思うんですよ。それが、入所家族からこういうふうな不平不満が出てくるというのは、もう市民のための施設っていう考え方になってこないんですよね。なぜもっと市民のため、そういう家族のサービスとかそういうのを図れないものかですね、そこら辺についてもお伺いします。

それから、医療法人になってからサービスの低下と、非常に悪い話ばかり聞こえて くるんですけど、やっぱり施設っていうのは地域密着型の社会福祉法人で良かったん じゃないかなと思ってるんですけども、医療法人に変わって、どのように市長は認識 してるもんですか。

それから、2点目の男鹿市総合体育館内の男鹿地域リハビリステーションについ

て、先ほど会議室の利用について、私が聞いている財務規則及び地方自治法の観点についてという中身で、もっと突っ込んだ話で答弁するものかなと思ってたら、さらっと流されたので、私の方から聞きたいと思います。

まず、男鹿市財務規則の第185号においては、公有財産は営利を目的とした事業には使用許可ができないとうたってますよね。それから、地方自治法第238条第4項においては、行政財産は私権を設定したり、占有し、営利を目的の貸付けはできないとうたっていますよね。総合体育館の会議室を占用して、介護保険収入が医療法人正和会に入るのであれば、規則的に私は違反でないかと思うんですけども、そこら辺についてお伺いします。

それから、最後の4点目の私有林の森林経営管理制度についてちょっとお伺いした いと思います。

このことについて、先ほど進んでいるお話が話されておりましたけれども、一つだけ聞きたいのは、この調査やってる地域というのは、地籍調査が、要するに境界が明確になっている、地籍調査が終わっている区域なのか。なぜかというと、境界がはっきりしていない地域をこの制度を使って進めていくということは、私は何か進め方としてはちょっと違うんじゃないかなと思ってます。地籍調査が終わって境界がはっきりしたもので、この制度を利用していくと。境界がはっきりしてないところ、いくらこれ今の制度でやろうとしたって、これはちょっと無理だと思うんですよね。それで私、相続の関係もあるということで聞いたんですけども、そのことについてどのようになってるか。

それから、もう一つは、この制度を進めるためには、先ほど面積のことについては話されておりましたけども、非常に課題があると思うんですよ。例えば、森林であっても行く道路がないとか、非常に課題も多いと思うので、そこら辺の課題に対する対策っていうのはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

〇副議長(小松穂積) 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

〇市長(菅原広二) 男鹿の郷のことについてだけ申し上げます。

私は何回も、この議場でも申し上げてきてます。議員と話がかみ合わないのは、ど

うも正和会そのものの受けたやり方がうまくないのかと。今現在のやり方がうまくないっていうか、そういうことの話だと思います。

恐らく男鹿の郷も、30年前は高い理想を持って地域の福祉に貢献すると、そういうことでやってきたんだと思います。年月がたつうちに制度疲労を起こして、そしてあのような全国的ニュースになるような不正受給という恥ずべき、男鹿にとって非常に恥なニュースが流れてるんです。そういう状況にあって、あそこの施設をもう破産させようと、そういうところまで行ったということを何度も私がこの場で言っています。そういう状況を、県が市と連携して一生懸命再建しようと、そういう思いでやってきてるんです。そのことを、またこの議場の中で、いかにもただ同然でとかそういう言葉を使われて、巨額な赤字を出してるその法人を引き受けてくれて、私は感謝してるんです。それもまたきちっとした、先ほど述べたように、法人が入って適正な処理をしてくれてます。何らおかしいことはない。県も市も連携しながら、何とか入所者をまず救おうと、そして雇用者もきちっと対応していこうと、そういう話で進んできてます。

前にも申し上げたとおり、かなりの退職者があったそうですけども、こういう福祉施設っていうのは成り手が少なくて、いろんなとこから引き手が多いらしいです。だからこの法人が変わるのに際して、そういう異動があったっていうのはしょうがないだろうと。そしてまた、その対応をうまくやってくれたのは、組織的に大きい、組織的に動ける正和会がやってくれたから、そういう話だと思ってます。

今、議員からいろいろうまくない点を多々指摘されましたけども、私の耳に入ってきてるのは、いい報告が多いんです。こういう議場の場で話すよりも、私がいつも言っているように常に問題はいっぱい抱えてますから、リアルタイムで解決できるように、これは医療法人が移ったばかりですから、いろんな問題はあると思います。そのことを、医療法人も頑張ってるでしょうけども、市ではまるべきことははまっていきたいので、こういう議場の場でしゃべらなくてもリアルタイムでやっていきましょうよ、こういう話は。何とかそこの理解をお願いしたいと思います。

以上です。

〇副議長(小松穂積) 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

〇観光文化スポーツ部長(小玉博文) それでは私からは、体育館における会議室の使用に関する法令の位置づけということで回答を申し上げたいと思います。

まず、地方自治法第238条の4第7項で、行政財産の管理・処分が規定されております。行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとされております。同法第225条においては、その許可を受けて使用する場合の使用料の徴収の規定がございまして、公の施設の利用につき使用料を徴収することができるというふうな規定がございます。それを受けて、具体的な内容といたしましては、市の財務規則第185条の規定に基づき規定がなされているところであります。

総合運動公園につきましては、都市公園法に基づいて市が設置したものでありますけども、男鹿市都市公園条例を制定しておりまして、第5条第1項で有料公園施設という規定がございまして、有料公園施設を利用する場合は、市長の許可を受けなければならないと規定されております。で、許可を受けた者は、利用料を事前に支払うということも規定されているところであります。

また、総合運動公園については、住民福祉を増進する目的をもって利用に供するための施設、いわゆる公の施設ということで、地方自治法第244条の規定に基づきまして、この公園を指定管理者に管理を行わせることができるという旨が規定されております。

こうしたことから、総合運動公園につきましては、指定管理者による管理が行われておりまして、先ほどの有料公園施設からの利用料徴収事務も行っているということになってます。

で、男鹿地域リハビリステーションは、有料施設である会議室、研修室をまず利用 しているわけでございますけども、条例の規定に基づいて指定管理者がその利用を許 可してると。で、利用料を医療法人正和会様が指定管理者に支払っているところでご ざいます。

これは、スポーツの振興、健康づくりといった体育館の施設の目的に合致する使用であります。また健康寿命の延伸を重要課題としております市にとっても、利用目的は合致するものと判断しております。こうしたことから、この行政財産、その用途または目的を妨げない限度においてというところで、まさにこれは行政目的に合致する

使い方をされてるということで、営利の目的の部分については、これは当たらないというふうに認識しております。で、今までも、いろんなプロスポーツの大会とかイベントなど開催して料金を徴収してるケースがあります。それはあくまでも施設の目的に合致した使われ方をしてるということで、それはまず料金を徴収することについては何ら問わないということで、今までも判断してきているところでございます。

以上であります。

〇副議長(小松穂積) 田村産業建設部長

【產業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長(田村力) 私からは、森林経営管理制度の関係の御質問についてお答 えいたします。

はじめに、境界の件でございます。

男鹿市の地籍調査の方、既に80パーセント以上進んでおりまして、山間部に関しては既に終わっておりますので、今回この経営管理に関する部分につきましては、境界が定まってるものということで認識してございます。

二つ目の御質問で課題等というお話ですけれども、市に委託したい森林の面積、ある程度小規模な場合もありますし、飛び地になってる場合もございます。そういった中で、なかなか作業道など整備できないというような課題ございますけれども、ある程度団地化できる部分は団地化して作業道を整えていく、そういったことも進めますし、なかなか団地化できない部分は、市が環境林として間伐等をやりながら管理していくと、そういった手法になろうかと思います。それで、いずれこの制度まだ始まったばかりで、全国、県内市町村もですけれども、ようやく取りかかってる部分でありますので、それぞれ似たような課題また共有してくると思いますので、そういった部分で情報をいただきながら、いろんな課題があったらそういった部分で対応、研究しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○副議長(小松穂積) さらに質問ありませんか。14番
- **〇14番(米谷勝議員)** 1点目の男鹿地域リハビリステーションのことについて、私もう一度再度聞きたいと思うんです。

私のさっき再質問の、大事なことっていうのは、体育館の会議室を独占ですよ。一

日貸すとかでないんです。それで私、独占って言うんです。占用とか。あなたの答弁は、イベントー日やるとか、何か大会一日とかそれでしょ。私言ってるのは、ずっとですよ。1年なら1年、2年なら2年、何年間ってやることなんですよ。そのことで聞いてるんですよ。1回やるものについて聞いてないんですよ。支所だってどこだって、1回とか1時間貸してくれってこと、貸すことできるでしょう。できないですか。文化会館だってやってるじゃない。1年を通してそこを占用、もう占用っていう言葉が大事なんですよ。そこを検討されたもんですか。私は検討してないと思います。そこら辺について。これが大事なんですよ、これが。あのね、都市公園条例だとかいったって始まらない話ですよ。それはちゃんとやってることだから。都市公園でないんですよ。そのことについてもう一度。

あとそれから、男鹿の郷の実態についてということでいろいろ説明してもらいましたけども、市長から最後に、市でも関わっていきたいという話でしたので、リアルタイムでもやっていきたいということなんで、何とかもう少し市民の声を少し聞くようにひとつお願いして終わります。

〇副議長(小松穂積) 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

- ○市長(菅原広二) 最後のその一言が引っかかるんですよ。苦情があったらそれを議場に持ってこなくても、その場で担当者とリアルタイムでやりましょうよという意味です。議員がおっしゃるように、多くの人がっていうとこれは大変な問題ですから、多くの人、具体的な話をして、正和会で調整できなかったら市でも調整しますから、言ってください、はっきり、どういう人がいて、どうなのか。一緒にやりましょうよ。そのことを言いたかったんです。お願いします。
- ○副議長(小松穂積) 小玉観光文化スポーツ部長【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】
- **〇観光文化スポーツ部長(小玉博文)** それでは私からは、リハビリステーションについての質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、独占的な使用ということに関しましては、正和会さんの方で常にその会議室、研修室を占用しての利用を行ってはいないということでございます。あくまで申請によって会議室を予約して利用していただいてるんですけども、例えばほかに会議

室、研修室を利用したいという方がいらっしゃれば、当然その方が使うということにしております。その上で、じゃあどこでやるかというと、ほかの場所で移って実際にリハビリステーションを開設してる状況にあります。ですので、空いてる部屋を有効活用するといった観点からも、体育館が大いに活用されていくということでございまして、市としては何ら問題がなく適正に運用されてるものと認識しております。

以上であります。

- ○副議長(小松穂積) 14番米谷勝議員の質問を終結いたします。
- ○14番(米谷勝議員) ありがとうございました。
- **〇副議長(小松穂積)** 次に、8番佐藤巳次郎議員の発言を許します。なお、佐藤巳次郎議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。

【8番 佐藤巳次郎君議員 登壇】

○8番(佐藤巳次郎議員) おはようございます。私からは、3点にわたってお伺いいたしますので、誠意ある御答弁を期待するものであります。

第1点として、国民健康保険税の引下げについてお伺いいたします。

今までも高い国民健康保険税の引下げについては何度も質問してまいりました。国 民健康保険税の重税感は、国保加入者の切実な声であり、国民健康保険税の軽減は切 実な願いでありました。引下げは実現できませんでしたが、年々増加する財政調整基 金は、現在4億5,500万円にも達し、引下げざるを得なくなりました。引下げが 実現できることは大きく、さらなる負担軽減が可能と考えます。以下4点についてお 伺いいたします。

一つは、国民健康保険加入者は減少していると考えますが、どのような状況になっているのかお伺いいたします。

二つ目は、市民はそれぞれの社会保険に加入しておりますが、社会保険別の加入者 状況はどうなっているのか。また、負担割合はどのようになっているのか、お伺いい たします。

三つ目として、今回の国民健康保険税の引下げは5.7パーセントですが、不十分であり、さらなる軽減は十分可能であり、今後の国保財政と国保税引下げの考え方についてお伺いいたします。

四つ目として、低所得者対策や所得割、均等割、平等割の負担の見直しの必要があ

ると考えますが、市の考え方をお伺いいたします。

次に、第2点目は、伊徳出店に伴う証明書発行窓口についてお伺いいたします。

5月19日の教育厚生委員会協議会に伊徳出店に伴う証明書等発行窓口についての報告がありました。概要として、現在、男鹿市役所、船越支所の取扱業務である各種証明書、住民異動に伴う各種住民異動届、戸籍届出、マイナンバーカードの申請・更新等の業務を伊徳店内に発行窓口を船越支所内から移すというものであります。市では出店計画が円滑に進むように、法的手続の対応を適切に行うほか、新児童福祉施設の建物や市民サービス窓口による各種証明書等の発行の設置等を進めることで、同エリアの市民の利便性を高めるとともに、このエリアを核とした地域活性化を図るとしております。

そこで、今後の事業計画を具体的に議会に示すべきと考えますが、どのように進めていこうとしているのかお伺いいたします。

3点目は、新児童福祉施設建設事業についてお伺いいたします。

現在の船越保育園の児童数や施設修繕の増加、若美南保育園及び玉ノ池保育園施設の老朽化、玉ノ池保育園及び五里合保育園の児童数の減少に加え、保育士不足等を勘案し、船越、五里合、若美南、玉ノ池の4園を統合し、船越地区に保育所型認定こども園を新築する。その後に統合対象保育園の集約を図るとしております。なお、状況によっては、先に船越保育所の移転新築を行い、その後に統合対象保育園の集約を図るとしております。

令和6年4月に開園するとして、新保育園の予定地は船越字内子294番の203 4外で、場所は伊徳の用地で、面積約7,000平方メートルを取得するとしております。この新児童福祉施設の事業計画を具体的に議会に示すべきと考えますが、市長のお答えを求めるものであります。

以上であります。

○副議長(小松穂積) 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

〇市長(菅原広二) 佐藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、国民健康保険税の引下げについてであります。

まず、今後の国民健康保険被保険者の減少についてでありますが、本年3月末現在

の本市の国民健康保険の被保険者は、6,742人で年々減少しております。

人口減少が進む中、この傾向は今後とも変わらず、過去5年の平均減少率である年 約4パーセントの減を基に推計すると、3年後の令和6年度には約5,700人にま で減少すると見込んでおります。

次に、社会保険別の加入者の状況及び負担割合についてであります。

市民の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入状況は把握しているものの、他の社会保険等については、就業形態や扶養の状況により、それぞれの健康保険に加入していることから、市では把握しておりません。

本年3月末現在、国民健康保険の加入者は6,742人、後期高齢者医療保険の加入者は6,355人であります。

被保険者の自己負担割合につきましては、国民健康保険の被保険者の場合、義務教育就学前は2割負担、義務教育就学から69歳までは3割負担、70歳から74歳までは2割負担となっておりますが、現役並所得者は3割負担となっております。

また、後期高齢者医療保険の被保険者の自己負担割合は、現役並所得者の3割負担 を除いて1割負担となっております。

なお、一定の所得がある高齢者の負担を現行の1割から2割に引き上げる医療制度 改革関連法案が、現在開会中の国会で成立しております。

次に、今後の国保財政と国保税引下げの考え方についてであります。

まず、本市の国保の財政状況を振り返ってみますと、人口減少等により国保税収入が毎年減少する中で、市町村合併後の税率を据え置いてきたことなどから厳しい運営を行ってまいりました。

平成27年度には特別会計が行き詰まり、財政調整基金も枯渇し、法定内・法定外合わせて約6億2,000万円を、28年度にも5億6,000万円を一般会計から繰入れするとともに、税率を大幅に引き上げざるを得なかったことは記憶に新しいところであります。

その後、平成30年度に国の財政支援の拡大と、県が国保運営の中心的な役割を担 う広域化が実現したことで、本市の国保財政も安定してきております。

最近の国保財政の状況を見ますと、令和元年度で決算剰余金が約8,100万円、 令和2年度では財政調整基金の取崩し分を除いた実質的な剰余金が約3,000万円 となり、これにより、不測の事態に備える財政調整基金も現在4億5,800万円ほどまで積み立てる形となっております。

今後の国保財政の見通しとしては、加入者の減少と高齢化により国保税収入が減少傾向で推移する一方、医療技術の高度化などに伴い、保険給付費は加入者の減少に見合うほど減少せず、横ばいで推移すると見込まれることから、引き続き予断を許さない運営が続くものとみております。

このたびの引下げについては、このような状況を踏まえ、被保険者の所得状況や県へ納付する事業費納付金の見通し、財政調整基金の残高等を総合的に勘案し、向こう5年程度を見通した中で、概ね安定的な財政運営が可能な税率として提案したものであります。

県に納める事業費納付金の額がなかなか安定しないことや、今般のコロナ禍が加入者の所得にどのような影響を与えるかなど不確定な要因も抱えており、今後は税収不足等へ緊急に対応するための財政調整基金を一定額保有することと、税率の激変を避け、加入者の負担感を軽減することに十分意を用いながら安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、低所得者対策や所得割などの見直しについてであります。

国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する経費に充当するため、相互扶助の考えに基づいて、被保険者に対し、所得に応じて係る所得割、被保険者数に応じて係る 均等割、世帯に係る平等割の合計を負担いただく目的税であります。

この中で、低所得者層の救済を図るため、地方税法の規定に基づき、均等割及び平等割について、世帯の前年の所得が一定の基準以下となった場合、その度合いに応じて、それぞれ7割・5割・2割を軽減する措置が設けられております。

また、所得割などの見直しについてでありますが、国保税の算定においては、所得割からなる応能部分と、所得金額の多寡に関わらず加入者1人当たりで負担していただく均等割、1世帯当たり定額で負担していただく平等割の両者からなる応益部分の割合について、概ね50パーセントずつとすることが国民健康保険法に基づく県の運営方針に示されております。

今回の税額の見直しに際しても、この方針をベースに県が算定した市町村標準保険 税率に沿った形で引下げを行うものであります。 御質問の第2点は、「伊徳」出店に伴う証明書発行窓口についてであります。

市では、現在、船越地区に出店する伊徳店舗内に諸証明発行窓口を設置することで、株式会社伊徳と協議を重ねております。

窓口の概要は、区画面積49.5平方メートル、約15坪で、開所時間は、伊徳モールオープンと同時期の令和4年6月頃を予定しております。

取扱業務は、住民票、印鑑証明、戸籍関係の証明書発行のほか、住民異動届の受理、戸籍届出の受領、マイナンバーカードの申請・更新事務などを行う予定で、業務時間については、現在、検討中であります。

今後のスケジュールについては、今定例会の補正予算案に窓口部分のコンセント設備や分電盤など、電気工事の設計に係る経費を計上しております。

また、9月定例会の補正予算案に、電気設備工事、壁面・床などの整備に係る工事 費のほか、カウンター、机、事務機器などの備品購入費などの経費を計上したいと考 えております。

関係規則、要綱については、今年度中に整備してまいります。

なお、先月の教育厚生委員会協議会の席上、伊徳店舗内への窓口設置に伴い、船越 出張所の窓口機能については、新しい窓口に集約する考えである旨答弁しましたが、 庁内で検討した結果、船越出張所の機能については、新しい窓口設置後も当面は現状 どおりとし、市民の意見や利用状況を踏まえ改めて検討してまいりたいと思います。

御質問の第3点は、新児童福祉施設建設事業についてであります。

今後の事業計画について、今年度は、対象保育園の保護者や地域住民への説明会を 行うとともに、施設建設に必要な用地取得及び基本設計を予定しております。

まず、保護者及び地域住民への説明会については、今月9日に船越保育園の保護者 や船越地区町内会長などと意見交換を行っているほか、今後、五里合保育園、若美南 保育園及び玉ノ池保育園の保護者などを対象に順次開催することとしております。

また、用地取得については、土地所有者である株式会社伊徳側から約7,000平 方メートルの取得について合意を得ており、今定例会の補正予算案に用地測量に係る 経費を計上しております。

取得予定面積の確定後、9月定例会において用地購入に係る予算を上程し、12月 定例会において財産取得議案を提出したいと考えております。

また、基本設計については、公募型プロポーザル方式で業者を選定したいと考えて おり、7月から募集を開始し、10月に業者選定を行い、来年3月に業務を完了する 予定としております。

次年度以降については、令和4年度に実施設計及び造成工事を、令和5年度には建築工事及び外構工事を行い、令和6年4月の開園を目指して事業計画を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○副議長(小松穂積) 再質問ありませんか。8番佐藤巳次郎議員
- ○8番(佐藤巳次郎議員) それでは、私から再質問しますが、最初に国民健康保険税の関わりからですが、令和2年度の決算状況が出ているかと思いますので、その結果についてお答え願いたいと思います。
- 〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長 【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】
- **〇市民福祉部長(伊藤徹)** お答えいたします。

令和2年度の決算、収支状況でございますが、国民健康保険特別会計におきましては、歳入総額は40億5, 100万円ほど。細かい数字の方がよろしいですか。40億5, 132万3, 519円。歳出総額3966, 9677万1, 2300円。差引残額が8, 1657万2, 2899円になります。

- 〇副議長(小松穂積) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 差し引いて8,165万円の黒字と。これを全て次年度に 繰越しっていうんですか。基金に置くとかあるかと思いますが。その点をお答え願い たいと。
- 〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長 【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】
- ○市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

この差引残額につきましては、2分の1を下回らない額を基金に積み立てることと しておりますので、よろしくお願いいたします。およそ4,100万円となろうかと 思います。

〇副議長(小松穂積) 8番

- ○8番(佐藤巳次郎議員) なろうかと思いますでねくて、決算出てるわけだすべ、数字が。だから、きちっとそこ、そして4,100万円を基金に、残りはそうすると国保税の翌年度繰越なら繰越し、きちっと話してもらわないと答弁にならないんでない。
- ○副議長(小松穂積) 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分 再 開

〇副議長(小松穂積) 再開いたします。

伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) 失礼いたしました。

正確なところを申し上げますと、基金に積み立てる額は4,100万円でございます。次年度に繰り越す額が残りの4,065万2,289円となります。

- 〇副議長(小松穂積) さらに。8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 基金に4,100万円になると。それによってトータルの 基金の残高は幾らになりますか。
- ○副議長(小松穂積) 暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分 再 開

〇副議長(小松穂積) 再開いたします。

伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

決算剰余金の積立額を4,100万円といたしまして、積み立て後の財政調整基金の残高、これは4億5,832万7,995円となるものであります。

- 〇副議長(小松穂積) 8番
- **○8番(佐藤巳次郎議員)** 基金として、トータルで4億5,800万円になると、こ

ういう説明であります。非常に多額な額になっておりますが、これは今回軽減措置、 国保税を引下げるということになっておりますが、その引下げた後の基金の残高と、 こういう理解でいいですか。

〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

この額そのものは、まず今回の引下げのところには、まだ反映されていない額でございます。この後、国保税の収入等を見まして、不足分といいますか、基金からの繰入金を算出していくということになります。

- 〇副議長(小松穂積) さらに。8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 今回の引下げ額が、おたくの方の資料によって5.7パーセントの引下げになると、こういうことになっております。それによっても、この基金の残高が4億5,800万円ということですので、かなりの引下げが可能だということで、今回それでも5.7パーセントより下げてないけれども、まだまだ余裕があるわけです。その余裕額がどのぐらいあるのか、その辺り、そして、今回の引下げ額がトータルで何千万なるのか、どのぐらいの額になるのか、5.7パーセントというのは、どのぐらいの額になるのか、そこを教えてください。
- 〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

御質問は2点ございました。余裕がどのぐらいあるのかということでございましたけれども、令和3年度の期首残高のあたりで比べますと、4億1,700万円ほどとなります。それと、ちょっと幾ら下がるかというところでは……ちょっと失礼します。失礼しました。税率の引下げによって下がる額というのは、およそ3,000万円でございます。

- 〇副議長(小松穂積) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 今回の引下げ率が5.7パーセントと、それが額にすれば 3,000万円程度と、あまりにも低い引下げ額と。このあなた方の資料を見ればで すよ、下げたほかにも令和3年度の基金残高は4億5,500万円になると、そうい

う想定ですよ。この引下げ率5.7パーセントというのは、今まで県の方での各市町村の標準保険税程度まで引き下げたと。今までは、県内の標準よりも高く設定しておったのを、標準までもってきたというのが今回の引下げ案なわけです。それがお答えによれば3,000万円程度だということですが、おたくの方から出ているこの資料が、令和3年度の見込みとして基金残高が4億5,500万円になると。引き下げてもなおかつこのぐらい、3,000万円程度より引き下げられないと、こういうことにはなっていかないんじゃないかと。もっともっと引き下げるにいいんでないかと。この国民健康保険税が高くて大変だという中にあって、税の徴収も担当の方で大変苦労されているわけです。幾らでも安くすれば徴収もうまくいくと、こういうことなんで、さらなる引下げ、まず年間の被保険者の方々のトータルが3,000万円の引下げ、額が3,000万円でいいんですか、本当に。何だか、もっともっと余計なるような感じもするけれども、3,000万円なんですか。

〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

令和3年度の基金の残高、それから税率の改正によって下がる金額といったところ については、先ほどお答えしたとおりでございます。

〇副議長(小松穂積) 8番

○8番(佐藤巳次郎議員) 標準税率まで引下げると、今回は、取り合えずと。この引下げ率の5.7パーセントってどういう中身かというのは資料が出ています。改正後、所得割が今まで15.6パーセントのを14.4パーセントにすると。1.2パーセント引き下げるということで、所得割が標準保険税率の14.29パーセントだということであります。そのほかに均等割として、今まで1人当たり4万3,00円であったのを4万1,500円にすると。それから、世帯の平等割が3万円のものを2万8,500円にして1,500円、それぞれ安くするということで、この額が先ほど答弁になったおよそ3,000万円ぐらいだということで理解するわけだけれども、そうすればですよ、もっともっと今、4億5,000万円の令和3年度の基金残高、3年度末の残高が4億5,500万円ということをあなたの方で見てるんですよ。そうすれば3,000万円で5.7パーセントであれば、3億円で57パー

セントと、そういう勘定でいいんですか。基金から3億円引き出してやれば、3,000万円で5.7パーセントだとすれば、3億円にすれば57パーセントになるのでないかと、そう思わないですか。そこはどうですか。

〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

- 〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。
 - 5. 7パーセントの減というところでございますけれども、こちら、便宜上、税率という言葉を使っておりますが、実際には、その税の調定額、こちらに対して幾ら下げるかという計算をした数字でございまして、単純に下げる額を10倍にすれば税率も10倍になるかというと、そうではないかと思いますので、ちょっとその点は計算が今できていない状況でございます。
- 〇副議長(小松穂積) さらに。8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 私からすれば、そういうことになるんでないですか。今回の引下げ額が約3,000万円だと言ったんですよ、3,000万円。基金が4億5,000万円もあるから、そうすればもっと引下げが可能だと、私は可能というか十分できる、余裕ある基金残高なわけです。3,000万円を引下げ額にしないで、3億円仮に引き下げれば、どのぐらいになるのかと。3,000万円で5.7パーセントだと、3億円だとそうなるんでないですかって、俺間違ってるんですか。
- 〇副議長(小松穂積) 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長(佐藤博) ただいまの佐藤議員の5.7パーセントが57パーセントになればそれぐらいなるだろうと、確かに計算はそういう形になります。税収がそれぐらい減るというふうなことであろうと思います。

先ほどの御質問の中で、今、基金が4億、5億あるんだから、もっと下げれるだろうというふうなお話がございました。確かに国保税が今年度いっぱいで終わるんであれば、それはそれでよろしいかと思います。それから、来年度以降、歳入と歳出がまずトントンで、何も心配しなくてもいいという状況であれば、それは基金を我々としても目安である1億5,000万、これぐらいまでは今積み上がっているものを吐き出すといいますか、市民の皆さんの税率の引下げに使っても、それはやぶさかでない

と思います。ただ、この国保税全体を見た場合に、先ほどの答弁でも申し上げましたように、加入者の減少や高齢化、こういったことで国保税収が長期的に見れば必ず下がっていくということ分かっているわけですね。一方、加入者が減っていく割には、保険給付費が下がっていかないということで、要すれば、黙っていては当然歳入歳出の関係で毎年の単年度収入は赤字にならざるを得ないと。それを基金でもって何とかカバーしていくという話なわけです。ですから、基金をそのまままるっきり、例えば向こう3年間で割って、これぐらいだから、もう大丈夫だろうから、その分下げても大丈夫だろうという話にはならないということをまず御理解いただきたいというふうに思います。ちょっとそこら辺の誤解があればうまくありませんので。

それから、確かにここ二、三年ですね、歳入の方で少し多めに入っていますし、歳出の方が、県の方のミスもありまして、単年度予想ということで少なくなっているというようなことで、そういったこともございます。ですから、先ほど答弁申し上げましたように、単年度で見ると8,000万、3,000万という形で剰余金があって基金が積み上がっていってるわけでございますけども、我々は何もその不測の事態に備えるからといって財政調整基金を必要以上に積み上げること、これは決して本意ではございません。全県的に見ても、本市の基金の保有割合、これは25市町村の中で大体真ん中辺ぐらいなんですね。目安である1.5億円、これを常々何か不測の事態があればということで確保しておくと、これをまず念頭に置いて、当然やっぱり何よりもコロナで市民生活苦しいですから、所得も減っているということで、こういった点には十分に配慮していかなければならないというふうに思ってございます。そうした中で、5年程度先を見て、毎年税率を改定したり、それから、激変があったりしてはいけないと、安定した運営という形の中で、今回の税率の引上げ幅なり、引下げということを御提案申し上げているものでございますので、御理解賜ればと思います。

〇副議長(小松穂積) さらに。

○8番(佐藤巳次郎議員) 副市長が言ったとおりだけれども、市の方の計算によれば、今回の改正案を見れば、市町村標準保険税率程度まで引下げした場合という仮定に、令和3年度の基金残高、期末で4億5,500万円になると。令和4年度が3億9,989万7,000円になると。その後、令和5年が3億1,267万6,000円、少しずつ基金残高が減ってはおりますけれども、それにしても今回引下げたか

ら来年度はこの引下げた額によって課税されるというわけなので、そういう意味では 来年度の保険税の収支がどうなるかということも定かに分からない。だけれども、市 の方の計算であれば、この基金の取り崩しも含めて、ずっとこの後、令和7年度、8 年度までの計画を立てていますけれども、令和7年度までは基金が1億298万7, 000円あると。8年度に基金が足りなくなるということで、今回の税率の引下げ率 をそういうふうにもっていったと、こういうことで、5年間はいいんだと、こういう 勘定だと思うけれども、被保険者、国保に加入している人方にすれば、幾らでも引き 下げてほしいと。高い保険税、非常にかかるわけで、例えばあなたの方の資料によれ ば、所得が200万円で加入者が2人の場合を想定して、普通世帯の場合の保険税額 が33万7,400円、こういう額なんですよ、普通世帯で。200万円の所得で3 3万7,000円の保険税。所得が200万で33万7,000円も払わなければい けないと。大変な率です。所得の15パーセントにもなりますか。それから、例とし て給与収入が230万円で配偶者、奥様が90万円の給与収入があったと。こういう 場合の想定した場合では、39万円もかかると、こういうことになっています。そう いう意味では、非常に負担感が国民健康保険税は大変なわけです。これをいくらでも 下げてほしいというのが願いなわけなんで、今回引下げでもなおかつ多額の基金が残 る状況なので、やはり今後、軽減していくという、この後の決算状況、この後、来 年、再来年、ずっと決算状況見なければ分からない部分もあるにはあるけれども、お たくの方で計算した額は毎年毎年基金の額は減ってはいるけれども、7年度までは1 億円の基金はあるんだと、こういう計画ですよ。ですから、本来であれば、その年度 年度で医療費が保険税に見合えばいいけれども、保険税が高いということで黒字が出 ているわけですから、そういう意味の引下げは市の方で当然考えなければいけないと 思いますので、今後の市の考え方ですな。あなた方の資料によれば、試算として令和 5年度末に基金を概ね1億5,000万円確保するということであればどうなるのか というこの試算の例もあるわけです。それにしたって令和5年度までは1億2,40 0万円の基金がまだあると、こういう状況ですので、是非引下げを今後十分検討して 提案してほしいなと思いますが、そこら辺についてお答え願いたい。

〇副議長(小松穂積) 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長(佐藤博) 市民の税の負担感というのは、市の方でも、当局の方でも、十分 それは理解しているつもりでございまして、我々としても安定した国保財政の運営と いうことが担保されるのであれば、できるだけ1円でも安くという思いは議員と同じ でございます。

ただ、先ほど市長答弁にもありましたとおり、平成27年・28年の2年間で12億円もの額を一般財源、これも市民の皆さんから負担いただいたものでございます。これから繰り入れして、しかも税率を大幅にアップを行ったということで、当時私おりませんでしたけども、多分議会で喧々囂々の議論が交わされたというように思います。しかも、かえすがえすも、ちょっと今になってみて残念に思うのは、その時点で既に平成30年度に国費を大幅に入れて、県一本で広域運営するという計画が分かっていたんですね。分かっていながら、それにもかかわらず残り2年、3年を何とかしのぐこともできなかった。一連の補塡や、それから、増税を行わざるを得なかったということでありまして、やっぱり何よりも市民の皆さんに申し訳ないと、当時執行部一同、非常に忸怩たる思いでいたというように思います。その後、市議会の方からですね様々なお力添えいただいて広域化が実現し、安定化に向かうわけですけども、やっぱり我々執行部は、そのことをやっぱりゆめゆめ忘れずに、肝に銘じて、間違っても財政を破綻させるようなことを、同じ轍を踏まないということが最低限やっぱり市民の皆さんに対する責務だと思います。

先ほど申し上げましたように、その一方で、何もその必要以上に財政基金を積み上げておくと、これをよしとはしません。ただ、ここ一、二年が良ければいいというわけにこれいきませんので、そこのところだけは何とか御理解いただきたいと思います。今時点で我々としても、この見通し、当然税率下げた後の見通しを作っております。でも、できるだけ今分かる時点での正確な予測はしたつもりでございますけども、ただ、いかんせん、やっぱりコロナの影響がどう響いてくるのかということも、これ分かりません。そういうことを申し上げれば、正直、見極めが難しいというのは、これ事実でございます。このたび、毎年度の見直しということは、これ検証、これは必要だと思います。そうしながらも、一方でこの医療費、これを下げるために、医療費を下げるために健康づくり、一方でこれを頑張っていかなきゃいけないと、これを進めていくということで御理解いただければなと思います。

- O副議長(小松穂積) 8番さん、そろそろスイッチしてください。8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 副市長からいろいろ答弁されていますが、是非このまま数年いっても黒字が、基金がずっと残っていくという状況があるので、それは今は重税感を、中にいる被保険者にすれば、当然値下げしてほしいというのは当然かと思うわけなんで、全額基金を引下げ財源にしろとは言いません。やはりそこら辺を考えて、負担感を少しでも減らしていくということを、是非やってほしいなと思っておりますので、強く要望しておきます。

それでは、次に、伊徳の出店に伴う証明書等の発行窓口についてお伺いします。

私一番不思議なのは、今の船越支所でやっているこの証明書等の発行窓口を伊徳にしなければいけないと、これがちょっと私、どういう意味で移さないといけないかというのが非常に疑問に思うわけです。船越の町の人方から聞いても、今の支所で十分いいんでないかと。町の人方にすれば、伊徳の方に行くのがかえって遠いと。何でそっちの方に行かなければならないんだと。買物がてらとは言いつつも、やはり地元にすれば一番いい場所に支所が置かれているわけです。そういうことからすれば、あえて金を使って伊徳に借りて、やる必要性がどこまであるのかと。是非移ってくださいという船越の声があればまだ別ですよ。私はそういう声は聞いてませんので、そういう余裕財源のない男鹿市の中で、あえて家賃も払ってやる必要性があるのかと。利便性からいうと、私は現在のところが一番利便性があると考えますが、そこら辺ひとつお答え願いたいと思います。

〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

まずこの市民サービス窓口の設置についてでございますけれども、船越地区に株式会社伊徳の出店が決まったということを受けまして、多数の市民が買物として利用する店舗内に市民サービス窓口を設けるということで、市民の利便性を高めてサービスの向上を図りたいというものでございます。

まず、開設といいますか窓口を開けている時間についても、まだ検討中ではありますけれども、やはり店舗内ということで、もっと夜も開けることも検討しておりますし、また、窓口の機能といたしましても、今現在、船越出張所の窓口でやっている仕

事よりも、もうちょっと高度に素早い対応ができましたり、ほかのいろいろな仕事ができるような機能を高めていくということも考えております。

また、この件につきましては、一昨日、船越の町内会長の皆さんと意見交換をしてまいりました。概ね好意的な反応であったと思っております。特段そちらに行くからということで不便ということも特にないであろうという意見の方が多かったように思います。もちろん近くの町内会長の方は、今まで歩いて行けた人が行けなくなる可能性も、それはあると。ただ、それがやむを得ない部分もあるでしょうという反応でございました。それよりも、窓口がなくなるということよりも、地域づくりにおける船越出張所の機能、こちらの方を心配されていることが大きい感じでございます。

意見交換におきましては、当面、船越出張所に今までどおり窓口の機能を残してやっていきますということを説明したのですが、将来的には移っていくこともやむを得ないのでないかという御意見を伺ってきたところでございます。市としては、当面、船越出張所についてはそのままの機能を残しまして様子を見ていくと。伊徳の窓口につきましては、これまで船越出張所にあった窓口以上に機能を高めて利便性の高いものにしていくと、そういう考えでございます。

- 〇副議長(小松穂積) さらに。8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 今の答弁は、今までどおりだと。それは伊徳に移るまでの間は、それは当然今までどおりだけれども、移ってからは今の船越支所、出張所になってるんですか、今までの船越支所の機能が、公民館の利用程度しかなくなると。そうなれば、果たしてそれでいいのかと思うわけです。そして、今までどこの支所、出張所でも同じような業務をやってきたわけです。今度、伊徳が出てきたということで、支所・出張所の地域に対する役割が支所の範囲でなくなってしまうということが、非常に問題があると思うわけです。ですから、出張所の機能というのは、ほかの出張所も見てのとおり、そういう諸証明等ができるようになっているけれども、それをとられば、新しく伊徳に行くのは、今度は出張所の管轄ではなくなるんですか。支所の範囲の出店になるのか、そこのあたりはどうですか。
- 〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、船越出張所の機能につきましては、新しい窓口を伊徳の店舗内に設置した後も、当面どおり、現状どおりといたしまして、市民の意見や利用状況を踏まえて改めて検討していくということでございます。

伊徳の店舗内に設置する窓口というのは、出張所の窓口ではなくて、生活環境課の総合窓口の出先と、そういう位置付けで考えております。

- 〇副議長(小松穂積) 8番
- **〇8番(佐藤巳次郎議員)** そうすれば、生活環境課に今度は所管を移すと、船越支所 の役割を、そういうことでいいんですか。
- 〇副議長(小松穂積) 伊藤市民福祉部長 【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】
- **〇市民福祉部長(伊藤徹)** お答えいたします。

所管を移すということではなくて、今ある船越出張所はそのままにしておきながら、新たに伊徳の店舗内に生活環境課の窓口を設置すると、そういう考えでございます。

- 〇副議長(小松穂積) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) そうすれば、現在の船越出張所でやっている業務と、伊徳に移ったその業務、両方でやるというんですか。どちらに行っても同じもの、まず証明書でも、支所に行ってももらえる、伊徳に行ってももらえると、こういう今の答えでねがったすか。
- 〇副議長(小松穂積) 佐藤副市長 【副市長 佐藤博 登壇】
- **〇副市長(佐藤博)** 議員の御質問と答弁がかみ合ってないというか、少し整理させて お話させていただきたいと思います。

我々とすれば、伊徳が出店しまして、そこの中に設けたいのは、いわゆる答弁しましたように住民票ですとか、それから印鑑証明を取るですとか、それから戸籍関係の証明書をもらいたいですとか、住民異動云々というふうなところでございます。それで、サービスそのものは、今ある船越出張所は、単に受付だけをして、交付についてはまた後日ということがあるんです。ですから、ちょっとサービスが不足している

と。今度、伊徳の所に置く窓口については、受理して発行がすぐできるということで、少なくとも今までよりは市民に対するサービスが向上すると。もともと我々とすれば、伊徳の所に出店するからには、船越出張所が持っている大きく分けて二つの機能ですね。窓口機能と、それから地域づくり機能、地域づくり機能は伊徳に出店しようがしまいが、これは残しておくんだと。窓口機能を、本来は向こうに全部移管したらどうかというふうに最初思ってたんですけども、いやいや待てよと、やっぱり地元の方々、歩いてそういうものを申請しに行く方々もいらっしゃるだろうということで、伊徳の方に新しい窓口ができたとしても、当面は船越の方にも従来の窓口機能を残して、その利用状況を見ましょうと、両方走ってですね。伊徳の方の窓口は、確かに便利だし、多分買物ついでという方々が非常に多く来ると我々は見てます。それで、従来からある船越の出張所の方は、やっぱりだんだん行かなくなるのでないかと思いますけども、ただそこは、やはり見てみないと分からないというようなことで、しばらくは両者並列で走っていこうと。公民館機能なり地域づくり機能、これは伊徳の出店云々にかかわらず、それは残すんだということでございますので、御理解いただけましたでしょうか。

〇副議長(小松穂積) 8番

○8番(佐藤巳次郎議員) 今の副市長の答えであれば納得いくけれども、最初の答え はそうでねがったすべ。全部伊徳の方に行って、そういう証明等の分は、支所の方で は受けられない、そういう答弁であったすよ。だから、両方でそういう利用ができる ということであれば、それは分かるすよ。その結果、利用状況等を見て、一つでいいと、仮に伊徳の方の利用状況が非常に悪いと、やっぱり地元の人方は今までどおりの 方がいいということで利用率も多くなるということであれば、今度はどうなるのかと。伊徳に出店している施設だって、今度いらなくなるかもしれない、逆に。そういうことだって考えられる。私は地元の人方は、やっぱり、とりわけ高齢者の方々は、 現状維持ということの方が多いと思うすよ。そこら辺でどうなるのかということをも う一度考えてもらいたいと。

併せて、新たにその仮に伊徳の方へ出店するところは、今度は支所の範囲の中でしばらく置くのか、そのあたり今、答弁ちょっと分かんなかったけども、支所の仕事でなくて単独の、生活環境課なり生活環境課の範囲に業務を移すというようになれば、

やはり私は今度、条例上の問題が出てくるんでないかと。条例の改正も考えられるんじゃないかと。今、ほとんど船川地区以外、各出張所それぞれあるわけで、そこでそれぞれ市民サービスをやっている、そういうことからすれば、やはりもっともっと私は市民に立った方法で今回の証明書等の発行窓口についても、慎重にやってほしいなということからすれば、もう出店してしまえば引き下がるか、もうずっといってしまうというのが当然考えられるわけです。そうすれば、地域の人方がその後どういう選択を選ぶかはちょっと分かりませんけれども、私はやはり地域の方々にすれば、いくら交通事情、車社会といってもですよ、やはり近くにある現在の支所の方の利用率が私はいいんじゃないかなという気がしているわけですので、そこら辺をひとつ十分検討してほしいと思います。

それから、あまり時間がないので……

- **○副議長(小松穂積)** 待って、ちょっと待って。それからでなくて今、規則のところ。
- ○8番(佐藤巳次郎議員) まあ、答弁。
- ○副議長(小松穂積) まだいっぱいあるが。
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 何。なして。
- **〇副議長(小松穂積)** 時間いっぱいやるんであれば、あとこれで。そうでなきゃ、答 弁求めて終わるっていうこともあるんだけれど、ありそうだとすれば……
- 〇8番(佐藤巳次郎議員) はい。
- **○副議長(小松穂積)** 答弁保留のまま、喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時02分 再 開

○議長(吉田清孝) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長(伊藤徹) 伊徳の店舗内に設ける窓口について、条例を制定するのかどうかという問いでございました。この件につきましては、県内でも鹿角市と、それから大館市に先進事例がございます。いずれも市民課の窓口の出先という位置付けで

ございまして、特に条例の制定はしていないというものでございます。それらの例を 参考にしながら、当市としても今のところ基本的には条例制定しない考えでおります けれども、一応県の方とも相談しながらその辺は決めていきたいと考えております。

- 〇議長(吉田清孝) 再質問。8番
- **〇8番(佐藤巳次郎議員)** それでは、まず船越支所の関係の議論はまた後の機会にして、今日はその辺にとどめておきます。

次に、新児童福祉施設の建設事業についてお伺いいたします。

この事業は五里合保育園、若美南保育園、玉ノ池保育園と船越保育園を統合するということですが、市の方ではこの4保育園について、それぞれの親の会というか説明がされているのかどうか、そこら辺どういう状況になっているのかひとつお聞かせ願いたいなと思います。特に問題なのは、遠距離通園ということだと思います。これ、若美の端から新しい保育園まで、真っすぐきても20キロぐらいあります。大変な距離です。仮にどういういうふうにしてそういう子ども方を船越保育園に連れてくるのか、このことはどう考えているのかひとつお答え願いたいと思います。

〇議長(吉田清孝) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

まず、保護者への説明についてでございます。

船越保育園の保護者につきましては、これも一昨日説明会といいますか意見交換会を開催いたしました。ちょっと参加率もよろしくなかったんですけれども、この後、メール等で御意見をお寄せくださいということで各保護者の方々にメールの宛先を書いたチラシを配っております。この後、若美南、それから玉ノ池、五里合の各保育園の保護者につきましては、また意見交換会を開いて、事業を説明しながらいろいろ御意見を伺っていきたいと考えております。

長距離通園が問題になるということでございまして、それは市の方としても十分考えているというか心配しているところでございます。保護者の方が船越保方面に仕事を持っておられる方の場合であれば、そのついでにといいますか、通勤の途中で預けていただければいい部分ではございますけれども、例えば勤務先が反対側であったり、能代方面であったりとか、大潟村方面であったりとか、そういった方もいらっ

しゃると思いますので、そういった場合には、これも保護者の方々との話し合い如何 ということにもなりますけれども、広域入所という方法もございますので、そういっ たところを話し合いをしていきたいと考えているところでございます。

- 〇議長(吉田清孝) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) その広域入所なわけだ。これが問題だと思うわけだ。市の方では、交通手段を保護者に任せるのか、それとも市の方で対応するのか、そこら辺は今どう考えているんですか。説明会でどういう話になっていますか。
- O議長(吉田清孝) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

今のところ交通手段については話合いをしておりません。保育園ですので、基本的には保護者の方が連れてくるというのが基本でございます。そういいながらも、もしかすると幼稚園のように通園バスのようなものが考えられるのかどうか、そこら辺はまだ研究の範囲でございますので、まだ結論出ておりませんので、そういったことも念頭に置いていかなければならないなという考えではおります。ただ、それが果たして制度的にできるのかどうか、その辺もまだ分かっていない部分でございますので、この後、引き続き研究してまいりたいと思います。

- 〇議長(吉田清孝) 8番
- **○8番(佐藤巳次郎議員)** 保育所条例というのがあると思いますけども、その中にそういう通園手段をどうするかというのは書いてないですか。
- **〇議長(吉田清孝**) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

ただいま手元に条例を持ち合わせておりませんので、はっきりと申し上げられませんが、多分、多分と言っちゃいけないでしょうか、通園手段ということは書かれていないと思います。

- 〇議長(吉田清孝) 8番
- ○8番(佐藤巳次郎議員) 多分通園する場合は、例えば20キロもあるようなことは 想定していないので、そういう交通手段については条例にも書いてないんじゃないか

なと思いますけれども、それにしても、どういうふうにして船越まで子どもたちを、 交通手段としてどういう手法でくるのかというのが非常に私は問題だと思います。例 えば、仮に市の方で車を出すと。各地域地域から子ども方を乗せてくるという方法を 仮にですよ、取るとすればですよ、これもまた果たしていいのか。例えば、ゼロ歳児 も当然おられる。そうすれば、運転手のほかに付き添いというか、子ども方を見る人 が何人か必要になってくる。それと、そういうことでなくて全て親の責任だから、遠 くても船越保育園まで連れてくるということも市の方では考えているのかどうかです よ。私は、あってならないことだと思うけれども。市の方の都合で全部統合してやる ということの責任から、当然私は遠距離の通園は保護者任せということにはならない と思いますが、そこら辺はどうですか。

〇議長(吉田清孝) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、例えばゼロ歳児とおっしゃいましたけれども、本当にゼロ歳児とかであればバスでピックアップして職員が連れてくるなんていうことは、とても無理なわけであります。これは、たとえ通園バスを出すという形になったとしても、それは不可能だと思います。やはり子どもを保育園に預けるというところは、まず親の責任でございますので、その方法はやはり親の方で考えていただく必要があるであろうと、それが基本方針であります。

その中でも、もし市として何かできることがあるのであればということで、バスの件も決して今からその部分を否定しているわけではなくて、その部分もやはり検討の範囲内であるということを申し上げます。

以上です。

〇議長(吉田清孝) 8番

○8番(佐藤巳次郎議員) 遠距離通園を保護者任せにすると。これはあまりにも私は無責任じゃないかと。だから、私からすれば、そもそもこの計画自体に問題があると。やはりもともと保育園というのは、地域の方々の子ども方を預かるということで、みんなほとんど歩いて保育園まで連れてくると、そしておんぶしてくるというところが全てだと思います。こういう遠距離の通園は想定していないと。それをやろう

としている市に問題があると。交通機関を使って子どもを乗せてくるということだって、事故があったりすればどうなるのかという問題も出てきます。そういう意味で、この広域統合計画、この問題はやはり掘り下げて検討してもらわないと、伊徳に土地あるからやるんだということにはなっていかないと思う、そういう部分がかなりあるわけです。そこをやはり十分に検討してほしいなと思いますが、いかがですか。

〇議長(吉田清孝) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

まず、通園距離の問題でございますけれども、現状でも保護者の方の職場の都合で 男鹿市から秋田市の保育園まで連れていっている方等もおられるわけでございます。 そこはやはりその保護者の都合によって決められるわけでございまして、通園の方法 を保育所側が整備するという考えにはならないわけです。

そしてまた、現状におきましても保育園まで歩いて通っている方というのは、ほんのひと握りであろうと思います。ほとんどの方は車で送迎されていると、そういう状況でございます。

保育園の統合の問題が出ましたのは、まずは児童数の減少、そして施設の老朽化。 玉ノ池保育園、五里合保育園については、児童数の減少によって、もはや認可保育園 として運営していくのは困難な状況になりつつあります。加えて、若美南保育園と玉 ノ池保育園の施設の老朽化、こちらはもはや待ったなしのような状況と。こういった ことを考え合わせますと、やはり古い園をどこかに新しく建て直さねければいけな い。ましてやそれは、今ある場所に、同じところに建てるということではなくて、や はりある程度保育園としての経営が成り立つ程度の規模で考えていかなければならな い、そういった状況の中で児童施設の総合管理計画の変更ということを行いまして、 一番最初のときは若美の3園と五里合、この4園の統合だったわけですが、途中で若 美幼稚園が廃園になりましたので、あと、船越保育園においても非常にその施設上の 問題、ゼロ歳児が増えて、その保育室が狭い、あるいは通園のため保護者が送迎する ための園庭が狭い、それから、施設もだんだん老朽化してきまして大規模改修をしな ければいけない状況が迫っていると。そういったもろもろの状況を判断しまして船越 地区に新たに認定こども園を設置しようと、そういう考えに至ったわけでございます ので、これから各地域で意見交換をしながら、保護者の方々と十分に話し合ってまいります。それぞれにいい方法を見つけられればと思っておりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

〇議長(吉田清孝) 8番

○8番(佐藤巳次郎議員) 今の答弁だと、全て保護者任せと、市は感知しないと、保育園まで連れてこいということに聞こえましたよ。そういうことなのかと。本来の保育園の通園は、それはそうだと思いますよ。市の方でわざわざ今まであった保育園を廃止にして、1か所に統合するという問題が起きたからこそ、この通園問題があるわけですよ。市の責任ですよ。そこをクリアしないと、この問題は解決しないと。私はなかなかクリアできない問題じゃないかなと。20キロもある、真っすぐ来て20キロもあるんですよ。それを市の方で想定してこういうことを考えたのかどうか分かりませんけれども、私はこういう遠距離通園、ほかにありますか。20キロを超える通園と。学校だってない。小学校だってそういう20キロもある、通わせる、通学させる学校はないんじゃないかなと思いますけれども、ましてゼロ歳児を含めた通園だと。これを親任せにするということは、私は市としてやるべき対応じゃないと思いますけども、そこら辺どうですか。

〇議長(吉田清孝) 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長(佐藤博) 我々としても勝手にといいますか、統合を決めて、市の財政状況なりなんなりを考えて、四つ五つある保育園を全部一緒にまとめてしまおうということでやっているのではなくて、当然子どもたちを健やかに育んでいく場を作ろうと、健全に育成していこうというところをまず第一に考えて、そうした場合に今の状況ではなかなか立ち行かないということで、この統合計画を出してきているわけです。今日ここに至るまでも、十分その計画全体についても議会の方にも御説明しておりますし、その基本的な進め方というのは御理解いただいて、今この時点に挙がっているというふうに思ってございます。

遠距離通園といいますか、確かにそれは通常の子どもたちにしても、それから、ま してや乳幼児に関しては極めて負担が大きいものだと思います。それを全部仮に市の 方で面倒見るとなると、これはとてもじゃないけどまずできないと思います、正直、 現実問題として。先ほど広域調整の話ありましたけども、私どもはこの広域調整、非常に有効な手段だと思っています。確かに男鹿ほどではないにしても、どこの地域も今、小中学校もそうですけども、幼稚園、保育所も統合して、なかなか通わせる距離が長くなっているのは同じ課題を抱えているわけです。そうした場合に、例えば船越側に通勤に来るお母さんがいた場合は、その通勤の途中で子どもたちを一緒に連れてくれば、それは非常にいいと。ただ、先ほど部長が話しましたように、大潟村の方に通勤される方、逆に能代方面に行く方もいらっしゃると思います。そうした場合には、当然そちらの方が近いわけでございまして、その調整を市が相手側の自治体と十分に調整してやると。逆に、潟上の方から、もしかすれば船越保育園に近いところもあると思います。逆に向こうの方に行くよりも、本市の方の新しく建てるこの施設に通わせるのが楽だという場合も当然あるわけです。ですから、何もその自治体が、何が何でも中で全部完結するのでなくて、やはり近隣市町村と連携しながら、より保護者の方に負担がかからないような形で、そういった選択肢を提供しながら、その調整に汗をかく、これがやっぱり自治体一番大事でないかというふうに思ってございますので、御理解賜りたいと思います。

〇議長(吉田清孝) 8番

○8番(佐藤巳次郎議員) いや、副市長の言うのは分かるところもありますよ。問題は、あまりにも遠距離だと。これを保護者任せにして、保護者が保育園に連れてくるのが義務だといわんばかりの答えであれば、これはおかしいんじゃないかと。そういうのであれば今までの保育園、幼稚園でいいんじゃないかという人だって中にはおられると思うわけです。やはり、あまりにも子どもや親に負担のかかってくるこういう通園方法、通園を、できるだけそういう負担をさせないという手法を考えると。今回のこの計画は、やはり私はやるべきでないと思いますので、なかなかいい手法は出てこないと思いますよ。そのあたりはやはりもっともっと庁内でも協議すると。議会でももろん議論しなければいけない問題だと思いますけれども、急いでやる必要はないと思いますので、あくまでもやはり保護者、そしてまた、子どもの立場に立った保育園づくりということが大事だと思いますので、そこら辺を考えて今後この幼稚園の統合問題をしっかりやってほしいと、一方的な市の計画にならないような形でやるべきだと思いますので、答えがあったらお答え願いたいと。

〇議長(吉田清孝) 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

- ○副市長(佐藤博) 計画はこれまでも十分に保護者の皆さん初め地域の皆さんに御説明してきていると思います。ただ、やっぱり実施に当たっては、様々それによって不都合が生じたり、逆に難儀がかかるということ、これは当然あるわけでございます。それについては、我々も、あとはもう保護者の皆さんで考えてくださいという形で丸投げはする気はさらさらございません。やはりこれから部長が答弁しましたように、それぞれの地区で保護者の皆さんと様々膝を突き合わせていろんな御意見を伺いながら、できるだけ保護者の皆さん、そして子どもたちに負担がかからないような形で鋭意その道を、完璧ではないにしても探っていくと、この努力だけは引き続きやってまいりたいというふうに思います。
- ○議長(吉田清孝) 8番佐藤巳次郎議員の質問を終結いたします。
- ○8番(佐藤巳次郎議員) ありがとうございました。
- 〇議長(吉田清孝) 次に、12番進藤優子議員の発言を許します。12番進藤優子議員

【12番 進藤優子議員 登壇】

〇12番(進藤優子議員) それでは、通告に従いまして、大きく4点について質問を させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種について。

政府は、新型コロナウイルスの変異株などによる全国的な感染拡大に対応するため、5月31日に期限を迎える9都道府県に発令中の新型コロナウイルスの緊急事態宣言をさらに6月20日まで期間を延長、まん延防止等重点措置の延長・追加などの対策がとられているところです。

今まで以上の感染予防対策の実施や医療提供体制の拡充とともに、何よりも市民の 皆様に一日も早く安心を届けられるよう、円滑なワクチン接種を進めることが重要で す。

コロナワクチンの接種は、今までにない国民的事業であり、希望する全ての市民が接種対象であり、万全の準備が必要と考えます。新型コロナウイルス感染症は、最近になって変異株の感染が広がり、若年層でも重症化リスクが高まるなど、依然として

深刻な状況が続いています。

本市においてもクラスターが発生するなど、一層の感染拡大を防ぐ取組が欠かせません。

こうした事態にあって、新型コロナウイルス感染症収束の切り札とされるワクチン接種については、ワクチン接種加速化計画に基づき、高齢者接種を7月末までの完了に向けて御尽力いただいているところですが、内容が分かりにくい、予約の電話がつながらない、インターネットが使える人しか予約ができないなどの声が依然として多く聞かれます。予約が取れた方は、ひとまずは安心感を得られるようですが、アナフィラキシーショック等の副反応報道がなされている中、ワクチン接種に不安を抱える市民も多く、予約の電話をかけるまでに至っていない方々も見受けられます。ワクチンの安全性等について、タイムリーで分かりやすい丁寧な情報発信に取り組むことも必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

また、自力で接種会場に赴くことが困難な接種希望者等のため、移動のためのタクシーの活用など、必要な支援策を検討し実施するとともに、訪問診療などを活用した訪問による接種の検討も必要ではないでしょうか。

今後、高齢者から次の優先順位である基礎疾患を有する方々等への接種に進む際には、高齢者への接種状況や予約の空き情報を踏まえ、順次、次の予約へ接種を進めていくことになりますが、基礎疾患を有する方々への接種開始の考え方、障害者の方々等へのきめ細かな配慮を行い、速やかな予約につながるよう特段の取組を行うことも必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

併せて、64歳以下の市民を対象とした接種計画についてお伺いいたします。

2点目、ヤングケアラーへの支援について。

高齢者が高齢者を介護する老老介護、育児と介護を同時に行うダブルケア、18歳 未満のヤングケアラーの存在が全国的な問題となっています。病気の親の世話や家事 などに追われる18歳未満の子どもをヤングケアラーと呼びます。

政府による初の全国調査で明らかになった実態には胸が締め付けられます。調査は、公立中学校と全日制高校の2年生や通信制高校の生徒らを対象に、厚生労働省と 文部科学省が昨年12月から今年1月にかけて行いました。その結果、中学2年生の 約17人に1人、5.7パーセント、高校2年生では約24人に1人、4.1パー セントが世話をする家族がいると回答しています。世話の内容は、祖父母の身体介護、兄弟の保育所への送迎、料理や掃除、洗濯などの家事全般を1人で担うといった、手伝いと呼べる範囲を超えたものが多いです。世話をする頻度では、ほぼ毎日が中2の45.1パーセント、高2で47.6パーセントに上りました。中2、高2ともに平日1日平均で約4時間を世話に費やしており、約1割は7時間以上と答えています。これでは勉強はもちろん、クラブ活動や友人と遊ぶことも難しい上、心身への影響も心配されます。調査結果にある「今の状態はしんどい」との生徒の声は悲痛です。さらに深刻なのは、4割近くが自らをヤングケアラーだと自覚できていないことです。ひとり親世帯のため、本人が世話を当たり前と思っていたり、過度の負担を強いていることに親が気づいていないといった要因が指摘されています。ヤングケアラーの問題がこれまで表面化しなかったのも、一つにはこうした背景があると推察されます。

ヤングケアラーに対しては、既に厚労・文科両省によるプロジェクトチームが立ち上がっており、5月をめどに支援策をまとめる方針です。今回の調査結果をしっかりと受け止め、的確な手を打っていく必要があると考えます。

秋田県においても今年度からケアラー全般の実態調査と啓発事業の実施、相談体制 を構築する方針です。本市においても子どもたちの声なき声をキャッチし、手を差し 伸べていくために実態の把握と啓発、支援体制づくりが必要ではないかと考え、以下 質問いたします。

- 1、ヤングケアラーとなった子どもに、どのような影響があると考えるか。
- 2、親や家族を介護しているヤングケアラーの実態を、どのように把握しているか。
 - 3、実態調査と啓発事業の実施が必要ではないか。
 - 4、学校と行政が一体となった支援策が必要と考えるが。
 - 3点目、不妊治療への対応について。

政府は、昨年11月、国として初の不育症検査への助成制度創設などを盛り込んだ 支援策を取りまとめ、12月、不妊治療について2022年4月から保険適用を実施 するとし、それまでの期間は現行の助成制度を拡充するとの閣議決定がなされまし た。 妊娠を希望しているのに妊娠が成立しない不妊症、日本では夫婦の5.5組に一組が不妊治療を受けているともいわれます。原因は女性だけでなく男性にある場合もあり、男性・女性ともに約50パーセントです。日本で生まれる子どもの16人に1人は体外受精で誕生していますが、体外受精での出産率は、諸外国と比較して低いのが現状です。原因としては、生殖に関する知識が諸外国と比較して極めて低く、不妊に気づくのが遅くなり、体外受精件数は諸外国の中でも際立って高いのですが、治療を始める年齢が高いため、出産までに至らないようです。35歳から39歳の女性は、治療3回目までは累積分娩率が40パーセント以上まで上がるものの、それ以降はほとんど上がらず、40歳以上では何回治療しても累積分娩率は10パーセントで、治療者が5歳早く適切な治療を受けることができれば、出産率は1.52倍増加すると見込まれるそうです。

不妊治療をされた方の6人に1人、女性は4人に1人が離職しており、離職の際に 不妊治療が理由と伝えた割合は54.4パーセントで、企業側としては気づきにくい のが実情です。

現在、女性の働き方改革においては、キャリア形成の促進が図られているものの、 不妊に関する知識や知る機会の不足から、不妊治療の開始年齢が遅れ、不妊治療者が 増加しても出生率が低く、社会保障費が増え、不妊治療での離職が増えているという 状況です。

秋田県においては、幸せはこぶコウノトリ不妊治療総合支援事業として、国の制度より手厚い支援がなされていますが、不妊症や不育症の治療と仕事の両立が難しいという実態がある中で、少子化が進む本市で子どもを望む方々が安心して子どもを産み育てられるよう、不妊治療と仕事の両立ができるよう環境を整えていくことが必要ではないでしょうか。不妊に関する問題を顕在化させ、知識の提供、企業における相談窓口の設置、市の検診や企業の健康診断等で妊孕性検査を行い、不妊治療を早めることが必要と考え、以下質問いたします。

- 1、不妊に関する知識の提供と知る機会の確保を検討すべきでは。
- 2、市の子宮頸がん検診時に妊孕性検査を導入すべきではないか。
- 3、企業における不妊治療の相談窓口設置と妊孕性検査実施の働きかけについて。 4点目、奨学金返還支援制度について。

国では、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部を窓口として、域内に一定期間居住、特定の業種に一定期間就業など、地方公共団体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返済を支援する取組を推進しています。

2019年、日本学生支援機構の発表によると、返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人おり、大学生などの2.7人に1人が利用している計算になります。2019年度末の延滞者数は約32万7,000人で、延滞債権額は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年から 実施されています。一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学 金の返済を当該自治体が支援するものです。地方への若者の移住を促し、地域産業の 人手不足を解消する狙いもあります。自治体と地元企業などが基金を作ることを条件 に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税措置で支援する枠組みにしました。

昨年6月には、同制度が拡充されて、市町村が創設した場合、奨学金返還支援に 使った市町村の負担分を国が財政支援するというものになりました。市町村について は、基金設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額まで拡大 しました。「あなたの奨学金を最大全額肩代わり」と銘打った奨学金返済支援制度で すが、この制度は地域経済の活性化や人手不足の改善につながる重要な若者支援の施 策であると考えます。

熊本県は四年制大学卒業者には244万8,000円、大学院修了者には456万円をそれぞれ上限に、就職後10年にわたって支給する制度を2020年度からスタートし、県と企業が半分ずつ出資し、県内への就職者を支援しています。こうした奨学金返済支援制度の働きかけを地元企業へしていくことによって、地元に若者が定着していただけることにもつながっていくのではないでしょうか。若者の日々の生活に奨学金の返済が重くのしかかっている人は少なくありません。経済的な負担を減らして、不安なく仕事や学業に励める環境を整えるべく、本市での制度活用を検討すべきと考え、以下質問いたします。

- 1、本市の奨学金貸付制度の利用状況について。
- 2、奨学金返済支援制度活用の検討についてをお伺いして質問といたします。

〇議長(吉田清孝) 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

〇市長(菅原広二) 進藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

まず、ワクチン接種の情報発信についてであります。

ワクチンの安全性などについては、市のホームページに安全性や有効性などに関するパンフレットなどを掲載して情報を発信しているほか、ワクチンについての説明書を事前に全戸配布しております。

また、実際にワクチンを接種した後も経過観察の際に、看護師による声かけや見守 りなどの体調確認を行うなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

今後も、市民の皆様が安心して接種できるよう、引き続き市の広報誌などにおいて 情報を発信してまいります。

次に、自力で会場に赴くことが困難な方への支援策についてであります。

昨日のNHKニュースでも北浦市民センターでの接種が報道されておりましたが、 このたびのワクチン接種において、遠方への移動が困難な方々が、より自宅に近い所 で接種を受けられるよう、男鹿市民文化会館のほかに市内4か所において出張接種を 実施することとしております。

また、近くに接種会場があっても、自宅からの移動自体がままならない方もいらっしゃると想定されることから、こうした方々については、まずは自治会長や民生委員の方々のお力も借りながらその把握に努め、訪問接種の実施も含めて、地元の医師会や介護事業所と協議・検討してまいります。

次に、基礎疾患を有する方への接種開始や障害者などへの配慮についてであります。

基礎疾患を有する方については、6.4歳以下の対象者全員に対し、慢性の心臓病や腎臓病、呼吸器疾患や糖尿病など基礎疾患に関する調査票を事前にお配りし、市に申請していただいた上で、優先的に接種を受けられるよう対応してまいりたいと考えております。

また、障害を有する方への配慮については、集団接種会場において、通行しやすい レイアウトで会場を設営するほか、貸出し用車いすや待機場所の確保等を行ってまい ります。

次に、64歳以下の市民を対象とした接種計画についてであります。

12歳から64歳までの接種は、高齢者接種の進み具合にもよりますが、8月上旬には開始したいと考えております。

優先接種に関しては、基礎疾患のある方に加え、クラスター発生防止の観点から、 市の独自方針として、保育園・幼稚園の職員、小・中学校の教職員、学校給食関係者 などに優先的に接種したいと考えております。

なお、一般の方々への接種券の発送については、混雑を回避するため、年代別に分けて行う予定としております。

御質問の第2点は、ヤングケアラーへの支援についてであります。

まず、ヤングケアラーとなった子どもへの影響についてであります。

子どもがヤングケアラーとなった場合、本来、大人が担うべき家事や家族の世話、介護などを日常的に行うことにより、疲労が蓄積し、学業や部活動だけでなく、心身などにも影響を及ぼすことが危惧されます。また、こうした状況が常態化することで、子どもの健やかな成長や生活への影響から、ネグレクトや心理的虐待に至るなど、児童虐待にも関連してくるものと考えております。

こうした、親や家族を介護しているヤングケアラーの実態把握につきましては、男 鹿市要保護児童対策地域協議会において、日頃から関係機関に情報提供をお願いして いるところであります。

先般、進藤議員から相談をつないでいただいた案件では、様々な課題を抱えた世帯でありましたが、その一つにヤングケアラーとなり得る子どもがおり、議員からのお力添えもいただきながら関係機関と連携し支援を行ったことで、何とか問題を解決できたところであります。

しかしながら、本市ではこれまで、ヤングケアラーに関する調査は実施しておらず、その実態は把握できていないのが現状であります。

そのため、今年度からヤングケアラーの支援に取り組む県と情報共有や連携を図りながら、本市でも実態調査の実施を検討するとともに、教育委員会、警察署、児童相談所などの関係機関や民生委員・児童委員などと協力し、ヤングケアラーの啓発や早期発見、相談支援体制の強化に努めてまいります。

次に、学校と行政が一体となったヤングケアラーへの支援についてであります。

市内小・中学校では、児童・生徒の様子を日常的に観察することを通して、子ども たちの変化を捉え、担任が面談や家庭訪問を行ったり、スクールカウンセラーにつな げたりして、不安や悩みを解消することに努めております。

また、学校だけで対応が困難な事例においては、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携して支援を行っております。

ヤングケアラーについては、専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの支援はもとより、学校や各地域を担当する民生委員・児童委員との連絡を密に行い、支援策を講じるなど、全庁的な対応を進めてまいります。

御質問の第3点は、不妊治療への対応についてであります。

まず、不妊に関する知識の提供と知る機会の確保についてであります。

不妊に関する知識の提供については、県において「こころとからだの相談室」を設置し、女性の健康や妊娠、不妊等に関する悩みについて、専門医や看護師などが電話や面談などで相談に応じております。

市においても、おがっこネウボラの支援の一環として、リーフレットやハンドブックを配置しているほか、母子保健コーディネーターを務める保健師や臨床心理士が相談対応を行っております。

不妊治療は、個人の極めてデリケートな問題でありますが、必要な方が適宜適切に情報を得られるよう、今後とも県や医療機関と連携して情報提供に努めてまいります。

次に、妊孕性検査の導入についてであります。

妊孕性検査は、個人の体調や月経周期に合わせて行う必要があることから、一通りの検査を終えるまでに1か月から3か月ほどかかるため、市の子宮頸がん検診と同時に実施できる項目は限られております。

市としましては、子宮頸がん検診についても妊娠・出産に関する検査であり、婦人 科のかかりつけ医を持つことで、必要な場合にためらわず受診していただくことがで きるよう、まずは子宮頸がん検診の受診率向上に努めてまいります。

次に、企業における不妊治療の相談窓口設置と妊孕性検査実施の働きかけについて

であります。

国では企業に対して不妊治療と仕事の両立ができる職場環境の整備を求めていると ころでありますが、会社など身近な人に知られることを避けたい方がいることから、 整備が進んでいるとは言えない状況にあります。

市としましては、県や各関係機関に設けられている医療や労働に関する専門の相談窓口を活用しながら、企業に対して不妊治療が受けやすい職場環境づくりについての情報提供や、妊孕性検査の実施を働きかけてまいります。

御質問の第4点は、奨学金返還支援制度についてであります。

まず、本市の奨学金貸付制度の利用状況についてでありますが、同制度は昭和30年に開始し、昨年度までに延べ666名の生徒・学生が活用しております。

これまで、新規の申請者が10名を超える年度もありましたが、ここ数年は減少傾向にあり、今年度の新規申請者は、大学生1名にとどまっております。

なお、今年度の貸付額は、新規の大学生1名と、継続者として短期大学生1名、大学生5名の計7名に、それぞれ月3万円の貸付けを行っており、貸与総額は252万円となる見込みであります。

次に、奨学金返還支援制度の活用についてであります。

本県においては、大卒・高卒者等の県内定着の促進を目的とした、奨学金返還助成制度が実施されており、昨年度の認定者は全県で514人、そのうち申請時の住所地が本市であった方は8人であります。

市が新たな制度を創設し、県事業に上乗せして助成することで、若者の経済的負担を軽減することは可能でありますが、政策目的としております若者の地元就職や本市への移住・定住のインセンティブになり得るかどうかは不透明であります。

このため、経済的支援にとどまらず、若者の地元定着が図られ、かつ産業振興にも寄与する取組となるよう、市内企業の人材確保を支援することを目的に、業種を限定した助成の在り方について、利用が低調な市の奨学金制度の見直しを含め前向きに検討したいと思います。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝) 再質問ありませんか。12番
- **〇12番(進藤優子議員)** それでは、新型コロナウイルスワクチンについてから少し

再質問をさせていただきたいと思います。

先般、接種会場、うちの母を連れて行った時に、ちょうど市長も会場の様子を見に来られていたところにばったり遭遇して、中を御案内いただいて見せていただくことができました。接種者が増えてからの日にちでしたので、非常に会場が混み合って、外から人が並んでいるような光景がありましたので、非常に混雑しているのかなと想定して中に入って、少し密なのかなという部分は感じたんですけれども、流れ的には非常にスムーズにいってるということで見せていただきました。このコロナ禍にあって、本当に希望する市民、国民全部、また、市民の皆様が全部接種を受けられるということで、非常に短期間の事業でもありますし、その中で市長初め医療機関の方、そしてまた職員の皆様が非常に奮闘されながら頑張っているのだなということを目にすることができました。非常にいろんな予約に対するクレームとか、なかなか取れないとかいろいろな部分も聞こえてはくるんですけれども、その中でもいろんなことを改善しながら前向きに頑張っていただいていることには敬意を表したいと思いますし、心から感謝申し上げたいなと思って拝見させていただきました。

ただ、今、先ほどワクチンの安全性とか分かりやすい情報発信についてということで、様々なチラシであったり全戸にお配りするチラシであったりとか、ホームページとか、見る方が見ると非常に情報は詳しいんです。ただ、インターネットで予約ができない方々がたくさんいらっしゃる中で、そのホームページに厚労省のワクチンについてって、カラー版のもので詳しいものが載っていたりとか、見る人、そこまでたどり着く方にとっては情報は取れるものだと思って見ております。しかし、皆様、スマートフォンとかそういった機器を日頃うまく使っているような方であっても、市のホームページのここを見てくださいというと見たことがないというふうなお話も聞きますし、その予約がなかなか取れないんですって言われたときに、ホームページの一覧に全部の予約状況とか見れるところがありますよっていうことをお話させていただいたりもしているんですけれども、それがそこにあるのだということを知らない方々がたくさんいらっしゃる。広報で来た情報、配られたものに対する情報っていうものは、皆さん取って読んではいらっしゃるようですけど、話して話をすると、なかなか理解できていないという部分も多分にあるのかなというふうな感じをしております。

先ほど話をさせていただきましたが、なかなかテレビであったりとかいろんな部分

で、怖いというか、アナフィラキシーショックだったりとか、報道というのは、なか なかないいところはあまり報道しないもので、それを今、自粛期間というかあまり外 に出なくなって朝から晩までテレビを見ている方にとっては、不安でしかないという ふうな声も聞かれます。そういった方々がみんな安心するような材料として、いろん なものを発行していただいているものだと思うんですけれども、何とか希望する市民 の皆様、全市民の皆様が希望すれば打てるものです。これ7月って、高齢者接種に関 しては7月完了を目指して今準備を進めていただいているところですけれども、これ が電話、例えばつながらないからもういいやとか、何かその不安な材料が多くて、後 遺症だったりとかそういうものが怖くてちょっとねと思うような方々でも、周りの 方々がみんな接種したとかってなると、あっ自分もって後でなってやろうと思ったと きにできなかったとかということになると非常にそれはまたそれでというふうなこと を感じるわけです。まず7月末までに高齢者接種ということなんですけれども、この 予約に例えばその方々が入れなかった場合、個別接種もやっているわけですけども、 かかりつけ医でないところ、どこの病院に電話すればいいのだと。自分のかかりつけ 医はやっていないのだというふうな話も聞かれます。初めて行くところでやってもら えるのかって、まず電話をしてみてっていうことを話はしているんですけれども、集 団接種、ここ予約の人数がありますけれども、ここに入れなかった方で希望する方々 がいた場合、この後でも接種していくことは可能なのか、そこをちょっとお伺いした いと思います。

それと、予約の状況なんですけれども、人数があって、月曜日に電話でもインターネットの受付なりますけれども、これ皆様不安に思うのは、予約日が決まってないから不安だと思うんです。この月曜日に取ったものは次の週の日にちが決まった土曜日、日曜日っていうか、その1回っていうか、土日1回というんでしょうか、そこでしか、そこまでの予約しか取れないとかということがあって、予約の取れない方は1週間ごとに毎回予約を取る努力をされているんです。これが、もっと先であっても、仮に1か月先であっても、予約が7月中頃なんだけれども予約が取れてるんだっていうその安心感、そこで受けるのだっていうのがあれば安心すると思うんです。取れない、取れない、取れない、取れない、取れないではないかという不安にかられている方々がいらっしゃるんです。

これ、どうして1回ごとに区切って予約を取っているのかなというのが非常に私疑問なんです。ほかのところというか、いろんなところがあるんですけれども、高齢者の7割の予約が取れましたとか、8割予約が取れましたとかというふうな形で進んでいるところもある中で、取れて先々予防注射進んでいる方にとっては安心感が得られているものですけれども、自分はいつになったら予約が取れるのかなって思っている、その思いを抱えて毎週その予約に挑んでいるというか、そこを改善していくような形は、まだまだありますので、7月の分の予約とかこの後になってますので、そういったものを先々までのものを取っていったときに、例えば7月25日まで予約を取りましたとなったときに、いや実は私まだここにはまってないんだよねとか、予約取れてないんだよねっていうのが見えてきたときに、その方々に手を打っていける部分があるのではないかなと思って今お話をさせていただいているんですけれども、そこら辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

自力で会場に赴くことが困難な方のために、昨日、NHKで北浦市民センターがっ ていうことを今話がありましたけれども、4会場、確かに地域、北浦とか若美とか戸 賀、加茂青砂ということで、地域で接種をしていただくのは非常にありがたいし、男 鹿市民文化会館に来るよりはかなり近くなるので、それは非常にありがたいことなん ですけれども、車を持たない、バスにもあまり乗らないような方々が近い地域であっ ても、やっぱりそこに行くのが難しい方々っていうのはいらっしゃるのではないかな と、どうやってそこまで行けばいいというお声も聞こえます。誰かにお願いしたりと か、乗ってくる車がある方は、それでも来ていただいている部分だと思いますけれど も、私3月の定例会の時に、こういった移動の困難な方のためにバスを出すことはで きないのかということを伺った時に、大前提は密にならないことですって、会場が密 にならないこと。バスだと密になるのでっていうふうな答弁をいただきました。で も、そうでしょうかって思うんです。バスで密になるのであれば、タクシーも今非常 にいろんな業界が困っているという中で、タクシーのクーポン券なのか無料券なの か、そのタクシーとかそういった移動についての経費っていうんですか、そういった ものも今回のワクチン接種の中には入っているのではないかなということを考えてい るのですけれども、そこら辺の考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

基礎疾患を有する方々には、事前にお配りして優先にということでした。障害者の

方には、集団接種会場では、いろいろ配慮をしていただいているということでしたけれども、例えば目に障害のある方とか、これ、ほかのところでだったんですけれども、接種券、クーポン券が届いていることも気づかなくて、周りからお声がけいただいて、こういうものが届いているのだよということで初めて知ったけれども、予約も取れない、どうしようかっていうことがあったようです。そうしたときに、市の方からそういった方々は把握できているので、直接電話をかけて予約を取っていただいているというところもあるようにお聞きしています。そういった配慮も、忙しい中で非常にあれですけれども、希望する全ての方々が接種できるような形で進めていっていただけたらと考えるわけですけれども、その辺についてもお答えいただければと思います。

ヤングケアラーへの支援についてですけれども、私もこのヤングケアラーの調査結 果というのは、見たりしていて心を痛めていたというか、そういう部分はあったんで すけれども、実際、先ほど市長もございましたけれども、4月にちょっと家庭的にい ろいろある方で、このヤングケアラーに該当するであろう子どもといろいろございま して、家族が病気で退院してきて、多少、仮に障害が残ったにしても、一緒に暮らす ことがその子にとって一番いいのかなというふうな考え方を私もしていたんですけれ ども、児童相談所の方のお話で、じゃあこの子がその病気の方をみることになるんだ よねって言われて、初めてこれがヤングケアラーなんだなということを感じて、今回 このヤングケアラーの部分を質問させていただいているということもあるんですけれ ども、先ほど実態の調査、まず私もこの市でどのくらいそういった方がいらっしゃる のかよく分からないので、その調査をしていただくということが第一なのかなという ふうに感じております。そして必要な支援を、必要なところにつなげていくというの が大事なのかなというふうに思っています。実態が分からないと、やはり手を差し伸 べることもできない部分だと思いますので、そちらも何とか調査をしていただいて、 そこから次の手を打っていただくような形になっていけばいいなということを思って いるわけです。

全国でも先端というか神戸とかは、もう既にこの調査とかをしながら、ケアラー条例みたいなものができているということで、若者の介護をサポートしていくための、 その18歳未満の子どものヤングケアラーの支援が問題となる中で、20代も含めた 子ども、若者ケアラーを対象とした相談窓口を開設しています。市によると、これは全国初の取組で、これまで専用の相談先はなく、適切な手助けが受けられなかった部分をサポートするということで、チラシがあるんですけれども「誰かを支えて頑張るあなたを支えたい」ということで、こういったチラシもできて、こういうのがヤングケアラーに当たるのだよというふうなチラシを配布したりしながら先進的に進めているところもございます。また、埼玉県では、昨年3月からケアラー支援条例というものができて、大変な思いをされている方々を支援したりとか、学校が子どもたちのそういった状況を気づく場になるということで、教職員の研修会を行ったりとか、日頃変わったような様子がある子どもを見つけるようなというところから始めているというようなところもありますので、今年度から本当に県としてもこのケアラー全体の支援には本腰を入れていっていただけるということですので、どうかこの県とも連携しながら、市で困っている方々へ手が行き届くような支援体制というか、見つけるところが第一義なのかもしれないですけれども、そうした形で進めていただけたらと思います。

不妊治療に関してですけれども、今、少子化が非常に進んでいて、コロナ禍でその少子化がますますっていうふうな、86万人、そこからまた80万人を切るのではないかという、婚姻率も下がっていてというふうなお話も最近報道がなされておりますけれども、不妊に関するその知識というか、なかなか、やはり先ほど市長が言われたようにデリケートな部分で、誰にでもっていう部分では確かにないのですけれども、実際その不妊治療になると、いついつ来てくださいっていう先々の予約というのが何かやっぱりなかなかできないらしくて、この日に来てくださいという、病院で言われた日にそこに行かなくてはいけないということで、先々会社をこの日休みますよということがなかなかできないのだというふうなことも伺いました。そうした中で先ほど妊孕性検査、いろんな項目があって、その一つというのは難しいのだというお話を市長がしておられましたが、能代市役所でこの妊孕性検査に関するアンケートをしたというのがありまして、妊孕性検査を受けたいという方が70パーセントいらっしゃったということです。自己負担なしで受けたい方が50パーセント、自己負担があっても受けたいという方が20パーセントいたという方が30パーセント、自己負担があっても受けたいという方が20パーセントいたというあうなお話でした。この妊孕性検査のいっぱいある中の一つなんですけれども、卵子の数を推定する卵巣年齢検査ってい

うのがあるんですけれども、抗ミュラー管ホルモンというAMHという検査なんですけれども、これは血中ホルモン値で測定するので、採血をするだけでこれが分かるという検査です。これが1回検査費用としては5,000円から1万円程度ということなんですけれども、こういったものを全員でなくても妊娠の、卵子の数が女性として少なくなっていく、20代後半から少なくなっていくということですので、そういった年齢の方々に検診のときにでも採血をして、卵子の数というか、卵巣年齢を把握することが、一つ妊活の目安になっていくのではないかなと思うので、こういったものを検診に入れていただきたいなと、大きな検査でなくても、これが一つの目安になるっていうふうな検査ですので、こういったものを是非取り入れていただきたいなということで今お話をさせていただきました。これ、福岡市では30歳以降の女性にワンコイン500円で妊孕性検査を行っているというようなこともお聞きしましたので、市としてもそうしたものを、先ほど検査はいろいろあって時間もかかるというようなお話があったんですけれども、この血液の検査であれば検診とともにできるのではないかなということで、もう一度お考えをお聞かせいただけたらと思います。

最後の奨学金ですけれども、市としては借りられている方が年々少なくなっているというふうなこともあると今お聞きしたところですけれども、企業にいろいろ働きかけをして検討してというふうな形をお話いただきましたけれども、本当に今年の4月から民間企業が奨学金返還を支援する際に日本学生機構に直接返還できる制度も始まっております。企業にとっては、支援した分を損金算入することで法人税の負担が減って、また、従業員になった方にとっては、住民税や社会保険料の負担が増えずに済むメリットがあるというような部分もございますので、コロナ禍で進学であったりとか学費であったりとか大変な方々がいっぱいいらっしゃって、学費借りました。それで大学、これ高校生にも今年から適用になるという部分ですので、学費を借りました。その学校を出ました。働きました。すぐ借金を返すスタートですっていうふうな、そういう大変な状況を少しでも改善していただけるような形になっていければいいのかなということで、今回このお話をさせていただきましたので、何か市でできるようなそういう若者支援の制度、本当に考えていただきながら、若者の生活というか若い方々を後押しするような形のものを考えていただけたらと思います。

〇議長(吉田清孝) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

まず、ワクチン接種に関する御質問の1点目でございましたけれども、接種を希望しながら予約に入れなかった場合にどうしたらいいかということでございました。仮に7月までに何らかの都合で予約が取れなかったという場合であれば、もちろんその後の日程でも、その後引き続き64歳以下の接種が始まりますので、そちらの方に予約いただいても全く大丈夫でございます。こちらとしては、ほぼ100パーセント接種できる見込みで予定を立てておりますので、何とか頑張って予約を取っていただければというところでございます。

2点目の、予約状況について、月曜日に1週間分の予約しか取れないという御指摘でございました。これは6月に入りましてから全戸に配布しましたチラシ、お知らせの中にある部分ですが、インターネットに関するところは6月中は一遍に全部予約できるようにいたしました。電話予約につきまして、これも同じように全部取れるようにしたらいいんじゃないかという考えもあったんですけれども、やはり電話予約ですと1回当たりの時間が大変長くかかります。なので、ずっとたくさんの予約枠を電話でやろうとすると、つながらなかった人は延々と電話をかけ続けなければならない、そういう状況が発生すると。それではかえってストレスがたまるであろうという配慮で、取りあえず1週間分で電話の方は予約を区切ってやっていこうとしたところであります。この後、7月に入ってくると、大分1回目の予約の方は少なくなってまいります。この後、7月に入ってくると、大分予約しやくすなってくるんじゃないかと考えておりますので、7月分の電話予約についてどのような方法でやるかということは、この後、検討させていただきたいと思っております。

それから、自力で会場へ行けない人について、出張接種をやっても、その会場までもなかなか行けない方、それから、目が不自由で接種券が届いたことすら分からない人も全国にはいらっしゃるというお話もございました。こういった方々については、先ほど市長も答弁の中で申し上げましたけれども、町内会長さんですとか民生委員さんの御協力を得ながら、その実態を調査して、接種を希望する方でそういう不便な思いをしている方が市内にどのぐらいいるかというあたりをまずは把握して、どの地域に何人ぐらいいるんだということを把握してから対応に向かっていきたいと考えて

おります。やはり自宅にいて寝たきりのような方ももちろんいらっしゃいます。そういう方がどうしてもワクチン接種したいと希望した場合には、やはりその希望をかなえなければいけませんので、訪問接種になるのか、そういったあたり、医師会とも相談しながら何とか対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ヤングケアラーについてでございます。

こちらについては、現状、どういう人がどのほどいるかという状況が把握できていないというのが実態でございます。まずはそのヤングケアラーについての男鹿市内の実態を把握することが第一歩であろうと考えますので、この後、その調査の方法であるとか、それから、そういった方々がいた場合、そういう方々に対する情報発信、こういったところを心掛けまして、実態調査に努めてまいりたいと考えております。

それから、不妊治療についてでございます。

能代市の事例でアンケート調査をやられたということですが、当市においてはそこまでは今やっていないわけでありますけれども、また、採血だけで分かる簡単な検査もあるという御指摘をいただきましたので、こういった妊孕性検査の方法の研究をこの後もやっていきたいと思います。現状では、ネウボラの方で専門の保健師が相談に乗っているというところでございますけれども、もう一歩踏み込めるような体制を何とか考えてまいりたいと思いますので、引き続き検討させていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(吉田清孝) 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長(八端隆公) 奨学金の返還支援制度の件でございますが、先ほど市長も答弁しておりますが、若者の地元定着が図られ、かつ産業振興にも寄与する取組となるように、また、市内企業の人材確保を支援するということを目的に、この後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝) さらに質問ありませんか。12番
- **〇12番(進藤優子議員)** まず、ワクチン接種についても、いろいろ走りながらいい

形で変えていきながら、7月で高齢者接種が終わっても、それこそ12歳から64歳以下の方々がまだいらっしゃるという、もう少し長丁場のワクチン接種になりますので、どうか走りながらでも、いい方向に変えていきながら市民の皆様が御納得いただいて安心できるような取組を推進していただけたらと思います。

以上で終わります。

○議長(吉田清孝) 12番進藤優子議員の質問を終結いたします。

次に、6番佐々木克広議員の発言を許します。なお、佐々木克広議員からは、一問 一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。6番佐々木克広議員

【6番 佐々木克広議員 登壇】

○6番(佐々木克広議員) 皆さん、お疲れと思いますが、今回最後の質問者、政和会 所属の佐々木克広にお付き合いをお願いいたします。

さて、男鹿市でも新型コロナワクチン接種が本格的に始まりました。昨年に続き今年度も各行事の中止が相次いでいる現状は大変残念ですが、ワクチン等による免疫獲得後、早期の規制緩和や経済活性化に期待します。

また、我々市民一人一人もコロナの感染、クラスターを防ぎ、コロナ収束を早める ため、責任ある行動と習慣化を続けなければと気が引き締まる思いです。

このような状況において、傍聴席においでいただきました男鹿市政に関心をお持ち の方に深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1番目に、SDGs・地域産業振興、木材資源の高度利活用技術についての質問です。

現在、国連が分野別に17の持続可能な開発目標(SDGs)を提唱しています。例えば分野7でエネルギー、分野13で気象変動、分野15で森林を含む陸域生態系に関する目標が示されています。これら分野に貢献する技術として木材資源を利活用した全固体電池による再生可能エネルギーの蓄電技術が注目されています。特に東北大学はリチウムイオン電池に代わる全固体電池に木材パルプの極細繊維CNF、セルロースナノファイバーを活用すべく、企業と共同研究中です。このCNFは、環境省も注目している木材由来の高機能バイオマス素材であり、男鹿半島の森林資源を活用

可能で、SDGsの理念にも合致します。東北大学は、この電池の用途として太陽光発電の蓄電を想定しており、巨大市場への成長が期待できます。最初の工場は、宮城県石巻市に建設されますが、今後、地震多発の太平洋側を避けて工場建設するならば、男鹿市にも誘致のチャンスがあると考えます。そこで質問いたします。

まず、質問1として、木材由来の高機能素材であるCNFに対する男鹿市の方針について伺います。

次に、2として、男鹿市の産業振興、雇用創出策としてのCNF技術活用企業や研究開発機構の機関の誘致について伺います。

そして3として、森林環境譲与税活用について伺います。

次に、2番目の項目として、電力地産地消、洋上風力発電等の市内送電網整備についての質問です。

洋上風力発電施設は、建設適地が北日本に偏在しており、これに対し電力の大消費 地は関東に編成しています。発電施設から電力消費施設まで送電距離が長くなるとコ スト高になるため、電力の地産地消が課題となります。例えば、秋田県における洋上 風力発電の拠点は能代市、電力消費の代表的拠点は秋田市であり、両者を結ぶ送電線 は大容量です。ところが、男鹿市はこれら自治体と隣接しておらず、地産地消の発電 施設や電力消費施設を誘致する際に大容量の送電線を利用しづらい状況です。この状 況の打開策として、例えば電力消費施設として水素製造施設を誘致し、男鹿市を水素 備蓄基地化すれば国のCOュ排出削減戦略にも寄与できるため、大容量の送電線を国 の事業として男鹿市に引き込めると期待できます。現在、EDO、東芝エネルギーシ ステムズ、東北電力、イワタニ産業が2018年から福島県浪江町で建設を進めてき た水素製造施設福島水素エネルギー研究フィールドが今年の2月末に完成し、稼働を 開始しました。この施設が備える100メガワットの水素製造装置は、再生可能エネ ルギーを利用するタイプとして世界最大級です。また、再生可能エネルギーの導入拡 大に向けて地域間で電力を融通しやすくするため、送電網の容量を今の2倍に増やす という、送電網総量倍増計画案がまとまりました。今後、整備の進め方や費用負担の 在り方等を含め、経済産業省が広域連携系統のマスタープラン及び系統利用ルールの 在り方等に関する検討委員会で検討を進めていきます。地域をまたいで電力を融通で きる容量が増えれば、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や電力の安定供給の確 保につながると期待されています。しかし、整備には最大で4兆8,000億円と巨額の費用が見込まれることから、経済産業省が整備の優先順位や費用負担の在り方などについて検討を進める方針です。これらの状況において、他の競合自治体に先駆けて男鹿市が関連情報を収集し、各企業、地域住民へ提示することにより、必要な協議会等を適宜設置して協議の場をつくり、オール男鹿として推進すべきと考えます。そこで質問いたします。

まず、1として、市における産業振興に寄与する送電網の容量増加等整備計画について伺います。

次に、2として、市における洋上風力等再生可能エネルギー電力の地産地消方針について伺います。

次に、3として、市の港湾計画を促進可能な水素備蓄基地建設の可能性について伺います。

次に、4として、市の再生エネルギーに関する地域協議会の設置について伺います。

そして5として、国の事業として地域発展へ貢献できる関連企業について伺います。

次に、3番目の項目として、環境整備、「景観・観光」「安全・快適」「防災」対策としての無電柱化推進計画についての質問です。

国土交通省は、このほど、近年頻発する災害や高齢化などに対応するため、202 1年度を初年度とする新たな無電化推進計画、無電化の推進に関する法律第7条の規 定に基づく国土交通大臣決定の計画を策定しました。計画では、今後5年間で約4, 000キロメートルの新たな無電柱化に着手することを目標として掲げています。

その一方で、懸念される事業費に対しては、抑制策として、新設電柱を増やさない、徹底したコスト縮減を推進、事業のさらなるスピードアップを図るの三つの柱で対応するとのことです。

具体的には、新設電柱の増加要因の調査、分析を行い、削減に向けた対応方策を2 1年度中に取りまとめ、平均して約2割のコスト削減に組り組むことや無電柱化の完 了までの事業期間を半減、平均4年とすることなどが盛り込まれています。

ちなみ秋田県は、秋田県無電柱化推進計画を2019年からの5年計画として策定

しています。県の資料によると、2018年度末時点における県の無電柱化整備対象は、県道、市町村道、直轄国道及び補助国道を含む県内全ての道路で、延長41キロメートルであり、これを5年間で10キロメートル以上短縮する目標になっています。この目標値は、工事着手時点での値です。県内の市レベルでは、秋田市が秋田市無電柱化計画を2020年3月に作成しています。また、大館市は、より早い2017年に作成しています。男鹿市においても観光都市として景観、観光、安全、快適、防災の観点から、国土交通省の無電柱化推進計画に注目すべきと考えます。その一方で無電柱化事業に関する市の財政負担を軽減するため、国や県の補助金を活用する方策も必要と考えます。また、無電柱化に関連して場所によっては、電線を地中化しやすい道路整備事業も必要と考えます。そこで質問いたします。

まず質問1として、地域としての在り方と方向性及び計画について伺います。 次に、2として、計画に関わる補助制度活用について伺います。

そして、3として、無電柱化する上で電線を地中化しやすい道路整備などの効果及 び調査、分析、検証について伺います。

最後に、4番目の項目として、福祉・防災、市の公共施設等における停電対策についての質問です。

直近の冬季における暴風雪に伴って停電が発生し、県内各地で住民の健康や安全に 危険が生じました。男鹿市においても今年1月7日の停電に伴う自主避難用として、 北浦公民館、男鹿中公民館及び船越公民館を開放しました。

近隣自治体でも福祉施設において暖房手段に不安を感じた事例が報告されています。例えば大潟村の特別養護老人ホームにおいて、停電時でも使用可能な反射ストーブを10台以上保有していたものの、灯油を確保できておらず、隣接自治体の給油所まで買いに行った事例がありました。村では対策として、緊急時における給油所から施設への優先供給や自家発電装置の導入等を立案したとのことです。

また、停電は、夏の台風や暴風雨でもしばしば起こります。高齢者施設や避難施設でエアコンが使用できないと、体温調整がうまくいかずに健康を害する恐れもあります。このため、男鹿市における公共施設、避難施設等の冷暖房施設等の現状把握が災害弱者保護の点で重要と考えます。そこで質問いたします。

まず、質問1として、直近の冬季における市の災害時、避難施設や介護福祉施設等

でトラブルやヒヤリハット事例の有無について伺います。

次に、2として、公共施設等におけるストーブや灯油確保、自家発電など、真冬の 停電対策について伺います。

そして3として、公共施設等における網戸や防虫・殺虫剤、充電式冷却ファンなど、真夏の停電対策について伺います。

この4項目に対し、市長の答弁をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(吉田清孝) 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

〇市長(菅原広二) 佐々木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、木材資源の高度利活用技術についてであります。

まず、セルロースナノファイバーに対する本市の方針についてであります。

セルロースナノファイバーは、木材などのバイオマスを原料とすることから、その 活用技術の確立・普及が進むことにより、本市の森林資源の有効活用につながる可能 性があるものと認識しております。

しかしながら、本市においてはセルロースナノファイバーを製造する工場や関連企業などが立地する上で、例えば原料となる豊富な森林資源を有しているとか、パルプ化処理施設が近隣に整備されているといった有利な条件を持ち合わせていないことから、活用方針を独自に定める予定はありませんが、様々な分野に活用が期待される素材であることから、技術の開発状況や普及状況など、今後の動向を注視してまいります。

次に、セルロースナノファイバー技術活用企業や研究開発機関の誘致についてであります。

秋田県産業技術センターによりますと、プラスチックの中で最も使用されているポリプロピレンにセルロースナノファイバーを混ぜることで、従来より「軽く・強く・環境に優しいプラスチックの成型加工技術」が確立できたと伺っております。

このように、素材の活用例は増えてきておりますが、先ほど御答弁しましたとおり、本市においては、セルロースナノファイバーを活用する企業が立地する上で、特段、優位性を有しているものでないことから、この分野に特化した誘致活動は考えて

おりません。

今後の企業誘致につきましては、引き続き県と連携し、本市の立地条件や支援制度等を分野を問わず多くの民間事業者に提供するとともに、情報収集に努めながら、一社でも多く誘致できるよう、私が先頭に立って誘致活動を展開してまいります。

次に、森林環境譲与税の活用についてであります。

森林環境税並びに森林環境譲与税は、地球温暖化防止や国土保全、水源かん養など、森林が有する公益的機能を発揮するため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されたものであります。

その使途について市町村においては、間伐等の森林整備や担い手の育成、木材利用 の促進や普及啓発に充てることとされております。

木材の利用促進を図るため、企業誘致などへの活用が可能か否かは確認を要しますが、市としましては、その結果いかんに関わらず、手入れの行き届かない森林の整備が喫緊の課題となっていることから、そうした取組を最優先に進めることとし、セルロースナノファイバーに関連する企業誘致などへの活用は考えておりません。

御質問の第2点は、洋上風力発電などの市内送電網整備についてであります。

まず、送電網の容量増加など整備計画についてであります。

地域をまたいで電力を融通できる送電網の強化は、再生可能エネルギーのさらなる 導入拡大や、電力の安定供給の確保につながると期待されていますが、発電事業者が 発電した電力をこれら送電網に接続する場合は、発電事業者と一般送配電事業者とが 協議・調整し、実施すべきことであると考えます。

このことから、東北6県と新潟県をサービスエリアとする一般送配電事業者において、今年度から10年間にわたる送電線整備計画が策定されており、この計画に基づき送電網の整備が進められております。

当該計画において、本市に関係する送電線新設の予定はございませんが、現状の送電網で将来にわたり電力の安定供給が確保できる見込みであります。

次に、再生可能エネルギー電力の地産地消方針についてであります。

現行の再生可能エネルギー固定価格買取制度では、発電事業者が発電した電力は、 原則として電力市場を介して需要家に届けられる仕組みのため、直接的な地産地消は 難しい状況にあります。

現在、国などにおいて当該制度の見直しを行っていることから、今後どのような取組が本市にとって有益であるか研究してまいります。

次に、水素備蓄基地建設の可能性についてであります。

旧日鉱跡地を所有するエネオス株式会社が、水素の製造から販売までの一貫した事業を構築していることから、跡地利用の新たな事業候補の一つとして、本市での水素事業の展開が図られることを期待しており、引き続き同社と様々な観点から協議を重ねてまいります。

次に、再生可能エネルギーに関する地域協議会の設置についてであります。

洋上風力発電事業においては、関係法令に基づき、地域の意見を反映させることを 目的に、促進区域指定に係る地域協議会を設置することができることとされておりま す。

本県においても、令和元年に県や関係自治体のほか、県漁業協同組合、秋田大学、 国の関係機関などで組織される協議会が発足し、本市も構成団体として参加しており、情報収集や専門家からの意見聴取を行うとともに、本市の実情や要望を積極的に 発信してきたところであります。

また、再生可能エネルギーの導入や関連企業の誘致などを目的とする任意の協議会 については、関係団体等との協議や情報共有が必要となった段階で、市独自に設置し たいと考えております。

次に、国の事業として地域発展へ貢献できる関連企業についてであります。

国が目標に掲げるカーボンニュートラルを推進するような企業が、本市に進出する ことは、持続可能な経済振興や新たな雇用創出の観点から非常に有効と考えておりま すが、現在、そのような企業の具体的情報はありません。

また、市が洋上風力発電に関する協議会を設置する場合に、構成団体として想定される企業としては、具体的な活動内容により異なると思われますが、風力発電関連事業者のみならず、建設事業者や観光事業者などが考えられます。

洋上風力発電事業は、投下される資金も膨大で、また、長期にわたることから、本市に与える影響は多大であると考えておりますので、引き続き情報収集に努めてまいります。

御質問の第3点は、無電柱化推進計画についてであります。

道路の無電柱化は、地震、竜巻、台風などで倒壊する電柱による道路の寸断を防ぎ、緊急車両等の通行や避難経路などの確保にもつながるものであります。

また、市内の景勝地においては、良好な景観形成や観光振興に役立つことも考えられることから、かねてより高い関心をもっており、一時期、男鹿駅周辺整備の一環として実施できないか検討した経緯がございます。しかしながら、多額の費用を要することから具体化には至りませんでした。

今回策定された国の無電柱化推進計画では、コスト縮減も推進の柱に掲げられていることから、この計画を参考にしながら、商業施設が立地する区域などでの取組の可能性を含め、本市の将来の町並みの在り方を検討する中で考えてまいりたいと思います。

御質問の第4点は、市の公共施設などにおける停電対策についてであります。

まず、冬季における市の災害時避難施設や介護福祉施設などでのトラブルやヒヤリ ハット事例についてであります。

本年1月7日の停電時において、五里合出張所に防災備品として備え付けの石油ストーブ2台のうち1台が、故障で使用できなかったという事例がありました。このストーブについては後日、修繕を行っております。

次に、公共施設などにおける真冬の停電対策についてであります。

対象となる公共施設は各出張所と小・中学校でありますが、管理者において、暖房 用の燃料を一定量確保しているほか、停電時に暖房が一時使用不能となった場合で も、避難所用として石油ストーブと発電機などを備え付けております。

なお、石油商業組合男鹿支部と災害時における石油類燃料の供給に関する協定を締結しておりますので、避難所開設が長期化した場合でも、優先供給に御協力いただけることとなっております。

次に、公共施設などにおける真夏の停電対策についてであります。

夏季に避難所を開設する場合、自家発電機を利用した大型扇風機による換気となり、網戸による窓の開放は想定しておりません。

幼児から高齢者までの避難を想定した場合、殺虫剤の噴霧はトラブルにつながりか ねないため、特別に準備はしておりませんが、必要があれば、市内ホームセンターに 対し災害時協定に基づき緊急的に供給をお願いしたいと考えております。 以上であります。

- ○議長(吉田清孝) 再質問ありませんか。6番
- ○6番(佐々木克広議員) それでは、一問一答方式でやらせてもらいたいと思います。

先ほど1番目の項目の木材資源の高度利活用技術についての質問をしましたけど も、1から3までほとんど同じような、関連性がありますので一括して質問していき たいと思います。

市ではこれに関しては考えていないというような答弁だったと思いますけども、新たなものがあれば研究、検討していこうという話だと思います。これはやっぱり今回、男鹿市の総合計画を含めてSDGs、逆に言わせればニューボンカートラルもそういう政策の中での一つとしてどういうものをやっていくかというのを、今回、表として表されているものを拝見しています。でも、一つずつが、林業だったら林業関係、関連する部分も一つ二つはなっているんですけれども、いろんな分野でこれから新しい技術に伴って関連するところが出てくると思いますので、あれを具体的に一つ一つ取り組むのではなくて、やはり検討するときに来ているのではないかということを感じています。

その中でも、このCNFは、逆に言わせると木材、確かに男鹿市の木材がそんなに 豊富でいっぱいあるという観点ではないと思いますけども、これ山梨とかいろんなと ころで脱炭素化や循環経済の実現にあわせて取り扱っている部分があります。これは やっぱり、これからの技術としてですね、研究を重ねながらでも早めにこれが男鹿市 にとっていいのか悪いのかという判断をできるようなことは大切なんではないかなと いうふうに感じてこの質問をしています。活用企業とか研究開発というのは、多分こ れから、やっているところからの供給を含めての判断になっていくと思いますけど も、やらないという判断だけで決めつけると、なかなか新しいものには取り組めない と思いますので、今回一般質問全体的にやっている中では、港開発含めて男鹿市の中 の企業誘致、市長がよく言ってるそういうところの部分に関連すると思いますので、 確かに森林環境譲与税の活用というのは、逆に言わせれば今の男鹿市の中では苗を植 えたりとか、伐採の部分で使っているとは思いますけども、全国含めて見ますと、こ れからのどういう形で林業の利用をしていくかというところの分野でいくと、違う分野も、学生方含めているいろ関わって、今それに関する事業をいろいろ県内でも行っていると思いますし、男鹿市もそういうところに関わっていくと思いますけれども、これからこの使い方に関して、そういう分野のこれからの人材育成の分野も含めて検討してもらいたいという観念なんですけれども、今の段階ではそこまで、譲与税活用したり県からの補助を含めて、そういう部分には、こういうCNFみたいなものには取り扱えない状況なのかどうなのか含めてちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(吉田清孝) 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

〇産業建設部長(田村力) お答えいたします。

森林環境譲与税の使い方という部分で答えさせていただきます。

御承知のとおり、この森林環境税、もともとの目的は山の荒廃とかそういったものを止めるといいますか、山を維持していくという、それが一番の目的で、そのための財源とすることを目的としたものであります。実際の使い道、国内いろいろありますけれども、基本的には森林整備ということで、間伐とか道の整備、あるいは森林の集積、集約化、そういった部分に使われているのが現状でございます。そのほかにも人材育成、あるいは木材利用の普及・啓発といった部分の活用もされているところもございます。

ただ、本市に関して申し上げれば、山の荒廃といいますか、手がつけられなくなっている山が増えているということで、本来の山の機能を維持する、それが本市にとっては一番今、喫緊の課題といいますか、そういった部分でございますので、取りあえず現状では、そちらの方にこちらの税を多く振り分けて、そういった部分で使用してまいりたいということでございます。

いずれ木材の利用ということで様々技術なりありますけれども、そういった部分も 常に注視なり、情報を集めながら、男鹿市の守っていったその木材、山の資源を今度 どうやって生かすか、そういった部分にも注視しながら森林の環境整備といいます か、そういった部分に取り組んでまいりたいと、そういった部分で税の方は活用して いきたいと考えてございます。

以上です。

〇議長(吉田清孝) 6番

○6番(佐々木克広議員) 確かに現在はそっちの方の取組が主体で考えているということは分かりました。現在その市町村とか人材育成の部分で、秋田県森林経営管理支援センターとかで支援しながら、いろんなことをやっていると思います。いろんな分野でやることができるような項目があると思いますので、やはりどれに特化してやるのかというところを男鹿市として考えて、確かにお金の問題とかありますので、男鹿市の場合であれば森林組合とかそういうところとの協議が必要になってくると思いますけども、そういう部分でこれから男鹿市の森林組合も統合していくと思いますけども、今年度あたり統合していくと思いますけども、そういう時点で県内でも林業を活性化できるような、そういうものにしていってもらえればと思いますし、蓄電池利用とかいろんな分野ですね、林業関係の仕事に関しても関連はしてくるものと思いますので、やはりこれから環境の部分でやっていく部分での関わり、そういうところからの予算というのは、何かこれから変則でもつくというような方向性がありますので、今はその譲与税だけじゃなくて、関連性のあるものを活用してですねやってもらえればと思います。今のところは取組がないということなんでしょうけども、森林組合とかほかの企業体からそういう話は全くないのでしょうか。

〇議長(吉田清孝) 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長(佐藤博) この森林譲与税は、森林環境税自体が平成6年から国民に等しく 負担をもらうということで1人1,000円、市町村民税等に、一緒に集めるとき に、賦課するときに集めてもらいたいと。それを先取りしているのがこの譲与税でご ざいまして、使途については議員も十分御承知のことと思います。

特に木材利用につきましては、もともとは温室効果ガスの排出削減目標を達成するためですとか、それから、様々な災害を防止するということでこの税が、長年の夢だったといいますか、課題だったものがようやく実現したわけですね。その中で、まずメインは、間伐とか森林整備ということ、それと今、議員おっしゃった担い手の育成と、要するに林業従事者の育成ですね。中には当然木材利用もございます。それは今のところ国の方で考えているのは、例えばこういう関係の企業誘致を考えた場合、誘致された企業の例えば施設ですとか工場、こういったものを、従来であれば鉄骨で

すとかそういったもので造るものを、木材を使って活用して建てると、そういうところを当初はイメージしているはずでございます。ですから、そういった意味で、本来の川上である男鹿市であれば、ましてやその森林の整備、人材の育成というところに使うのが筋であって、多分国民の皆さんもそれを企業誘致に使うという形ではなかなか御理解をいただけないのでないかというふうに思ってございます。詳細は答弁したとおりに確認はしなければいけませんけれども、ただ、少なくとも川上を管轄している本市とすれば、やはり森林の整備の方に充当してしかるべきでないかなというふうに考えてございます。

〇議長(吉田清孝) 6番

○6番(佐々木克広議員) ありがとうございます。多分そういう感覚での関連になってくると思います。林業分野だけでなくて、これから別の分野でも取り組める部分があれば、検討してもらえればと思います。

続いて、2番目の項目の洋上風力発電等の市内送電網整備についての質問です。

これから洋上風力の関係で、男鹿市の場合は、ほかの地区よりも協議したり話し合 う機会というのは、全体に市長が参加したりしている協議会の方では、まず、やって いると思うんですけども、男鹿市自体は説明会、各漁業者とかそういうところの説明 会というのは進んでいますけれども、なかなか別の分野での説明会というものもな く、企業のやつも今回も多分、見てくださいという形で、いろいろこれから設置する 企業体が公表しているという部分があると思いますけども、この送電網というのは、 この後に質問した無電柱化とも関連するんですけれども、やはりできるのであればそ ういうものに取り組んでいってもらえればなと思いながら、これ、1から5まで質問 していますけども、これもほとんど関連性があるので一括でこの5項目を、洋上風力 発電の整備としての形で質問したいと思いますけども、研究して、これからいろんな 形で洋上風力含めてやっていこうということだと思いますけども、この港湾計画促進 で私が今回質問している水素備蓄基地建設の方ですけども、多分市長が今、エネオス さんの土地、利活用のためにいろいろ、昨日の質問者の中でも話していたと思います けども、交渉しているという話でしたけども、これは確かにエネオスさん、今、神奈 川の横浜市かな、もう2016年あたりから水素のこれをやっていると思いますよ ね、実際に。現在も福島、今回動いてますけども、これ男鹿市の方ではエネオスさん にその利活用、港湾、市長が話してると思うんですけども、こういう部分の話とかというのは、まだこれからの話なんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(吉田清孝) 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長(小玉博文) それでは、エネオスさんとの関係ということで ございますけども、今のところ接触はさせていただいておるんですけども、具体的な お話はちょっとまだいただいてないというところでございます。

以上であります。

- 〇議長(吉田清孝) 6番
- 接触はしているけども、まだそういう話までいってないと 〇6番(佐々木克広議員) いうことで、今回、市長の冒頭の説明でも、いろいろな項目ある中で、やっぱり洋上 風力発電と船川港の利活用に関しては頑張っていきたいというような話をされていた と思います。これに関しても、やはり水素に関しては現在やっぱり進んでいると思い ますので、これをどういうふうな形で利活用するかによって港の港湾計画自体もどの ような方向性にいくのか、こういうことが非常に関わってくるんじゃないかなと感じ ています。確かに港湾計画は県の方で作るんですけども、地元の企業、そして地元の いろいろな関連団体、これは市民も含めて、議会も含めて、やはりこういうことに関 しては議論をして、やっぱりいい方向に検討していく。いろいろ環境問題とか景観の 問題で反対する人とかいろんな意見があるとは思いますけども、やはりこれ、先に進 めないと、決まりました、こうなりましたという話の中では、いい方向にいかないん じゃないかなと強く思いますので、その辺を、何がどのような形で動いていくのかと いう方向性が見えるようなものに取り上げてもらえれば、これからのエネルギーをど う活用していく、再生エネルギーどう活用していくかという方向性も含めて、男鹿市 がどこの方向を目指してこの中で動いていくのかというのが見えてくると、いろんな 企業の分野が変わってくるだろうし、市のこれからのどういう都市づくりをしていく のか、そういう部分にも関わってきたりするんじゃないかなと思いながらこの質問を しています。なので、どこまでどうなのかという考え方がありましたら教えてもらい たいと思います。

〇議長(吉田清孝) 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) 先ほど部長が話したとおりですけども、エネオスさんは私が冒頭お話もしたように、水素エネルギーとかそういうノウハウはすごく持っている会社です。それで、私が昨年の12月お会いして、初めて、何とかまずタンクの移設をお願いしたいと。ちょっと老朽化して、景観上も良くないし、港の後背地を何とか利活用できないかなと、そういうお願いをしてきたとこです。私も知識がないんですけども、洋上風力をやったときは、必ず余剰電力っていうのが出るらしいです。だからその余剰電力で水素エネルギーの製造とか、そういう可能性はあるという話は専門家からは聞いています。ただ、やっぱり現実問題として、どこまでいけるかということは、まだ水素エネルギーの基地を造ってくれとか、そういうことまで言える段階ではないと思っています。そしてまた、エネオスさん自体がどういう方向でいくかと、こっちからお願いすることは構わないわけですけども、年内にその方向づけをしてくれるという話になってますから、日本の最先端のそういうエネルギーの技術を持った会社ですから、何とかそこあたりを期待してやっていきたいと。

それから、議員がおっしゃったように、ただ手をこまねいて待っているだけじゃなくて、私たちはどういう方向になるか分からないけども、港っていうのはいろんな産業に関わる裾野の広い産業の可能性がある、港湾というのはね、だからそのための港湾ビジョンを作ろうじゃないかと、そういう話を今しているところです。港湾計画の主体はやっぱり国・県が、エネオスさんの状況を見ながら、洋上風力の状況を見ながらやるということになると思いますけども、私たちがやっぱり市民が一つになって船川港を何とか活用したいんだと。だから、そこの利害関係者だけじゃなくて、オール男鹿で取り組んでいくと、そういう気持ちは大事なことですので、そのことを何とか御理解願いたい。今のところは、覚えていること全部言っても、この程度です。よろしくお願いします。

〇議長(吉田清孝) 6番

○6番(佐々木克広議員) 市長の意向もよく分かっていますので、本当になかなか大変な中だと思いますけども、やっぱりこれを実現できるように頑張ってもらいたいと思います。本当にクリーンで低コストな水素製造技術の確立を目指しているのも、環境省とかいろんな国の分野でもそれをやっていますので、結局国の施策としての中で

のこのカーボンニュートラルから再生エネルギーに関しては、可能性があるものに関して早めにお金をくれるんじゃないかなって思ったりもしてますんで、そこの部分をどう位置づけていくのか。東北大学とかそういうところで研究したりもしていますので、前にも学校等の話をしたことがあると思うんですけども、教育の面でそういう部分を取り入れて、男鹿市というのは将来的にそういう方向性を目指すんだということになると、やはり企業体も来る意向が違ってくるのではないかと。取組としては、行政サイドが単に話したりするだけじゃなくて、やはりそういう人材育成含めて、そういう分野も先に男鹿市が取り組んでいて、将来的にはそういう形になるんだよということを示せるような、そういう計画を立てて向かってもらいたいと思いますので、これから期待したいと思いますので、その中で送電線も含めてですけども、次の質問の中でもこの関連性があると思いますので、市長の意向を踏まえながら、やはり港湾の方は本当に、これからどういう形で皆さんが考えていくのかというのは大切な分野となってくると思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次の3番目の質問の方に入りたいと思います。

景観、観光、安全、快適、防災対策としての無電柱化推進計画についてですけども、これ、先ほどの答弁では、将来の町並み、景観とか考えながらということで、ただ、前に検討したときは多額の費用がかかるため断念したという話でしたけども、その辺の部分ってどれくらいの費用がかかって、どの辺で駄目なったのかということを分かってましたらちょっと教えてもらいたいと思います。

〇議長(吉田清孝) 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長(田村力) お答えいたします。

これまでの他市といいますかほかの地域の実績等の中で、実際、地中化といいますか、メーターで100万円から200万弱くらいまでの金額ということで、それは情報の中で持ってます。仮に市役所の前の道路、端から端まで大体100メートルくらいありますけれども、それで換算すれば1億円です。100メートル地中化することで1億円かかるということでございます。それで男鹿駅周辺を考えますと、旧男鹿駅からオガーレに向かって十字路辺りまで約300メートルくらいですかね。そこで曲がってオガーレの前で100メートルとすれば、400メートルということで4億円

という、大体そういった数字を持ってましたので、そういった部分でなかなかちょっ と取り組みづらいといいますか、男鹿市の財政事情の中ではという、そういった判断 でございます。

以上でございます。

〇議長(吉田清孝) 6番

○6番(佐々木克広議員) この1億円というのがどういう換算なのかよく分かりませんけども、実際には企業体が負担することがほとんどと思いますけども、その部分で行政サイドが負担するのがどれくらいなのか、そういうことを含めてですね検討したのか。逆に言わせれば、観光地であって電柱がないところがどの辺まであった方がいいのかとか、そのための費用がどれくらいかかって、今の現状では無理なのか。それからですね、これから多分学校統合していくときに、市長も言ってるとおりどういう形の学校にしていくのかとかといったときに、もし避難所とかそういうところが今の現状のところで道路に電柱があって、それが倒れて避難できなかったり、前にもそういう倒れた現状が男鹿市でもありますので、やっぱりそれをどうするのかとか、男鹿市全体をするとすればなかなか大変な話なのかもしれませんけども、そういう部分をどういう形で無電柱化した方がいいのかとか、逆に言わせると送電、いろんなそういう線を引っ張るときにですね、本当に電柱でいいのかっていうそういう、防災面含めてどうなのかという、そういう検討はなされたのでしょうか。

〇議長(吉田清孝) 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長(田村力) 無電柱化に関する検討といいますか、そもそもその無電柱化の目的というものがいろいろあるかと思います。例えば防災面。防災面であれば、その電柱が倒れたとき、緊急の車が走れない、避難もできない、そういった部分の防災的な面、あるいは、通常の交通のとき、電柱が邪魔になって、道路に入っていかないと歩けないと。お年寄りとか子どもさん、そういった部分の交通安全の部分で電柱が邪魔になるとか、もう一方で、観光という、景観面で、電線等があって景観を損なうとか、それぞれその目的といいますか、どこに視点を置くか、まずそれが第一だと思います。それによってどの程度のスケール、どの程度の範囲、そういった部分めながら、要はその地域、その地区をどのような町並みにしたいか、そういった部分めながら、要はその地域、その地区をどのような町並みにしたいか、そういった部分

の検討になってきますので、そういった部分では、まだまだ道路の無電柱化というよりは、まちづくりとかそういった部分の、そもそもの検討といいますか、その地域をどうやって、どういうまちにしたいか、そういった部分からの検討が始まらないことには、無電柱化ありきというよりは、その前段の構想といいますか、そういったものが一番最優先になるかと思いますので、そういった部分では建設部門だけではなく、当然市全体の中でそういった部分を検討なり構想なりもっていかないといけない、そういうふうに考えてございます。

〇議長(吉田清孝) 6番

○6番(佐々木克広議員) これは前の時に検討したのかというのは、なかなか今、出てこなかったと思うんですけども、実際には将来的に、やはり検討すべきではないでしょうか。多分検討してないんじゃないかなという答弁だったと思いますけども、やはりこれをどういうふうに考えるかということは、これから検討してもらえれば、将来の町並みを検討していくという発言はありましたので、これから防災面含めて、これが必要なのか、秋田市とか大館市が先駆けてやっていますので、これから国もこれに関して力を入れるのであれば、どういう形で男鹿市ができるのか検討してもらいたいと思います。

これが進んでいないので、これからということで次の質問に入りたいと思います。 それでは、4番目の項目としての市の公共施設等における停電対策についてですけ ども、実際にはもういろいろな部分はやっているみたいですけども、これから増やし ていかなきゃいけないとか、これからまだ必要な部分というのは何か、ヒヤリハット を含めていろんな検証していると思いますけども、そういう部分がありましたら教え てもらいたいと思います。

〇議長(吉田清孝) 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長(八端隆公) 市の災害時の避難施設などでのトラブルやヒヤリハットということでございますが、トラブル系につきましては、その都度細かいものであれば対応できるものは対応していくということですが、比較的大規模になった場合は、やっぱりそこら辺はいろいろと優先度等を考えてやっていくということになろうかと思います。

以上であります。

〇議長(吉田清孝) 6番

○6番(佐々木克広議員) 確かに現状は避難する非常に大変な状況にならない限り、なかなか出てこないこともあるかと思いますけども、ほかでもいろんな大変な現状が起きたりしていますので、それを男鹿市に当てはめた時に、そういう介護福祉施設とかいろんな分野でできる部分が本当に今の段階でいいのかというのは、これからも含めて検証してもらいたいと思います。確かに公共施設は、昨日の答弁で、市役所の方は準備しているというような、庁舎のそのいろんな部分で停電なっても対応できるようなことをしていますという話でしたけども、今回のこの中には大ざっぱな停電の対策ということで書いていますけども、今回のコロナワクチン、低温保管庫とか、もう多分市の方にあると、昨日の答弁の中でこういう接種に対する停電とかそういう災害があったときの低温保管庫の対策とかっていうのは、今の現状で対応できるようになっているのか。多分これ、8月以降、65歳未満のワクチン接種があるということなので、やはり台風とか暴風雨による地域停電の可能性もありますので、そのときの保管庫や関連データ処理システムに対する停電対策というのは、十分なんでしょうか。停電期間はどれくらいまでもつようなものがあるのか、もし分かりましたら教えてもらいたいと思います。

〇議長(吉田清孝) 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

〇市民福祉部長(伊藤徹) お答えいたします。

ワクチンの保管庫、ディープフリーザーですけれども、こちらには無停電電源装置 といいますか、バッテリーをつないでおります。 1 0 時間くらいはもつはずでござい ます。そういった高性能のバッテリーをつないでおりますので、大丈夫であろうと考 えているところです。

〇議長(吉田清孝) 6番

〇6番(佐々木克広議員) ありがとうございました。いろんな形で取組をしていって もらいたいと思いますし、いろいろ注意もしてもらいたいと思います。

今日、いろんな分野で、港開発の問題、港湾計画の問題含めて質問しましたけど も、最後に6月2日の魁新聞の方に脱炭素社会で水素供給拠点化の目標という国交省 の記事が出たと思うので、これも県内含む125港湾ということで、この中に船川も含む3港というのも入っていますので、やはり水素関連の部分は県でもそういう部分、国でいくとですね、これは水素やアンモニアは港から輸入される。そこで港一帯に大量に貯蓄する施設や周辺工業などに供給するパイプラインを整え、発電所、供給ステーションも設けていくというふうなこともうたっていると思いますので、やっぱりそういうことを期待しながら、これからの市政の在り方を協力していきたいと思っていますので、またよろしくお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長(吉田清孝) 6番佐々木克広議員の質問を終結いたします。

○議長(吉田清孝) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

6月14日、午前10時より本会議を再開し、議案に対する質疑を行うことにいた します。

本日は、これにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 3時32分 散 会